

本條ハ原案ニ決ス

第五百二十五條朗讀ス

第五百二十五條 舊債權ノ物上抵保ハ新債權ニ移ラス但債權者之ヲ留保シタルトキハ此限ニ在ラス

此留保ハ共同債務者、保證人又ハ第三所持人ノ手ニ存スル抵保財産ニモ之ヲ行フコトヲ得

此留保ニ付テハ更改ノ相手方ノ承諾ノミヲ必要トス

右ノ場合ニ於テ財産ハ舊債務ノ限度ヲ超エテ抵保ヲ負擔セス

(栗塚) 抵保ハ擔保トヤツテ第三所持人ハ第三所持者トナリマス

(元尾崎) 更改ノ相手方ハ誰レテスカ

(南部) 債權者ト債權者ト更改スレハ第二ノ債權者テス

(栗塚) 債務者ト債務者トナレハ第二ノ債務者テ御座イマス

(松岡) 之ハ質問スルト云フテアルガ何ヲ質問スルノタロウ

民法三ノ九九

(南部) 己レニ對シテ云フコトヲ質問スルノダ

(栗塚) 起案者ガ負擔スル財産ト云フノヲ擔保ト直シマシタカラ宜シウ御座イマシヨウ

(元尾崎) 債權ヲ外へ移シタトキハ擔保ガナクナルト云フノハ可笑シイ

(南部) 更改テ御座イマスカラ讓渡ハ別テスソレタカラ登記チシナケレハナラン五百二十五條ノ通りニナルノテス

(委員長) 仕舞ヒハ擔保ヲ負擔セズシテカ

(栗塚) 超ヘテ負擔セステ御座イマス舊債務者ノ限度内ニホカ行カン

(委員長) 擔保ヲ負擔セステハ字ガ重ナル様ニナル

(村田) 擔保セステモ宜シイ

(栗塚) 擔保ハ舊債務ノ限度ヲ超ヘテ負擔セステ御座イマス

(元尾崎) 擔保セステ宜シイ

(松岡) 擔保財産ハトシタラ良カロウ

(村田) 擔保財産ト云フノハ可笑シイ

(栗塚) 負擔セスト云フノハ穴が開イテ居ラン其財産ハ擔保カラ

喰付カレテ居ラント云フノテ御座イマス

(委員長) 此前ノ二項ノ擔保ヲ受ケテ居ルカラ負擔セステモ宜シ

イ

(松岡) 擔保ニ任セス

(榎村) 「舊債務ノ限度ヲ超ヘテ負擔セス」テ良カロウ

(清岡) 此通りテ宜シイ

本條「抵保」ヲ「擔保」ト改ム

第二項「第三所持人」ヲ「第三所持者」ト改ム

第三節 契約上ノ免除

第五百二十六條朗讀ス

第五百二十六條 債務ノ全部又ハ一分ニ付テノ契約上ノ免除ハ

有償名義又ハ無償名義ニテ之ヲ爲スコトヲ得

有償名義ノ免除ハ事情ニ從ヒ代物辨濟、更改、和解又ハ解除

ヲ成シ無償名義ノ免除ハ生贈ヲ成ス但此第二ノ場合ニ於テハ

公式ノ特別規則ニ從フコトヲ要セス

協階契約ヲ以テ破産シタル債務者ニ許與スル一分ノ免除ハ商

法ヲ以テ之ヲ規定ス

(栗塚) 生贈ハ贈與トナリマス協階契約ハ穩カテアリマセンカ商

法テ協階契約ト決シテ居リマスカラ改メルコトハ出來マセン

(清岡) 協階契約ハ良クナイカラ外ニ何カ良イ字ガアレハ換ヘタ

イ

(栗塚) 外ニ何モアリマセン

(村田) 但村第二ノ場合ニ於テハト云フノハ無償名義ノ場合ニ於テハト云フタラ良カロウ

(松岡) 合意上ノ免除ハ四百七十一條ニ免除トナツテ居ルカラ之モ免除テ良カロウ

(栗塚) 四百七十一條ノトキ第三合意上ノ免除ト今村カ入レテ來リマシタ後免責時効ト云フ處ヲ直ストキニ申ス積リテ御座イマシタ

(松岡) ソレハ同シコトダ相殺デモ法律上ノ相殺モ合意上ノ相殺モアルカラ

(渡) アツテモ宜シイ

(大尾崎) 有償名義ナラ公式ニ依ラナケレハナラン無償ナラ依ラントテ宜シイト云フノハドウ云フ譯ダロウ

(栗塚) 當リ前ナラハ贈與ニナルカラ公式ニ依ラナケレハナラン

ガ免除ノトキナラ宜シイト云フ斷リ書キテス

(元尾崎) 免除ダカラシナイテ宜シイト云フノカ

(栗塚) 此處デ云フノハ無償名義ハ贈與ニナルカラ公證人ノ面前デヤルカト云フニ免除ダカラヤラシイ

(元尾崎) ソレナラ但公式ノ特別ノ規則ニ從フコトヲ要セステ宜シイ第二ノ場合ト云フト前ハシナケレハナラン後ニハシナイテモ宜シイト云フコトニナルカラ此第二ノ場合ニ於テテ削ルガ宜シイ

(南部) ソウスルト上ノ解除チ成スト云フ處デ切テ又ト云フ字チ入レナケレハナラン

(栗塚) 「免除チ成ス又無償名義ノ免除ハ贈與チ成ス然レトモ公式ノ特別規則ニ從フコトヲ要セス

(元尾崎) ソレテ宜シイ

本條第二項左ノ如ク改ム

有償名義ノ免除ハ事情ニ從ヒ代物ノ辨濟、更改、和解又ハ解

除テ成ス又無償名義ノ免除ハ贈與ヲ成ス然レトモ公式ノ特別規則ニ從フコトヲ要セス

第五百二十七條朗讀ス

第五百二十七條 債務ノ免除ハ明示又ハ默示ヨリ成リ推定ヨリ成ラス但法律ニ特定シタル場合ハ此限ニ在ラス

本條ハ原按ニ決ス

第五百二十八條朗讀ス

第五百二十八條 主タル債務者ノ債務ノ免除ハ保證人ヲシテ其義務ヲ免カレシム

連帶債務者ノ一人ノ債務ノ免除ハ他ノ債務者ヲシテ其債務ヲ免カレシム但債權者カ他ノ債務者ニ對シテ其權利ヲ留保シタル場合ハ此限ニ在ラス此場合ニ於テモ免除ヲ受ケタル債務者ノ部分ヲ控除スルコトヲ要ス

不可分債務者ノ一人ノ債務ノ免除ニ付テモ亦同シ然レトモ性質ニ因ル不可分債務ノ債權者カ他ノ債務者ニ對シ其權利ヲ留保シタルトキハ債權者ハ免除ヲ受ケタル債務者ノ部分ヲ扣除シ殘餘ノ部分ニ付キ其權利ヲ行フ

(栗塚) 「主タル債務者ニ爲シタル免除ハ其保證人ヲ免ス」ト致シマス

(元尾崎) 主タル債務者ノ債務ノ免除デ良カロウ主タル債務者ニ爲シタルト云フト何ヲスルノカ分ラン

(栗塚) 處ガ次キノ項カラ此修正ガ起ツタノテス其人ハ一人ガ免除チシ様ニ聞ヘマス爲シタルト云ハント次キノ項デ分ランソレテ一項ハ主タル債務者ニ爲シタル債務ノ免除ハ其保證人ヲ免スト致シマス二項ハ連帶債務者ノ一人ニ爲シタル免除ハ他ノ債務者ヲ免ストアリマス

(渡) 爲シタル丈ケテ宜シイ

(委員長) 爲シタル丈ケテ宜シイ

(栗塚) ソレテハ一項二項三項共ニ爲シタルチ入レマスソレカラ  
第三項ノ控除シテ計算上トシタイノテ御座イマス

(松岡) 計算上ハ入ランコトダ

本條第一項「主タル債務者ノ」トアルチ「主タル債務者ニ爲  
シタル」ト改ム

第二項三項「一人ノ」トアルチ「一人ニ爲シタル」ト改ム

第五百二十九條朗讀ス

第五百二十九條 保證人ノ一人ノ債務ノ免除ハ主タル債務者及  
ヒ他ノ保證人チシテ其債務チ免カレシム

(栗塚) 一人ニ爲シタル主タル債務ノ免除ト入レマシタ保證人ガ  
義務チ免カレタ丈ケテハナイカラ

民再三ノ一〇三

(清岡) 主タル債務者チ置イテ保證人ト云フノハ可笑シイ

(松岡) 二十九條ノ意味カラ來ルト保證人ノ爲シタル更改トガア  
ル

(元尾崎) 保證人ハ本人ガ拂ハナイトキ拂ウノタカラ

(南部) 保證人ガ訴ヘルコトカ出來ル保證人チ先キへ訴ヘルコト  
カ出來ル其場合ニ抗辨ガ出來ル債權者ガ其債務チ免シテ仕舞ウト  
云フコトガナイトハ云ヘン

(元尾崎) 併セテ免スルト云へハ宜シイガ保證人ノ保證バカリ免  
スルト云フコトカ云ヘルカ知ラン

(南部) 保證人チ免スルノテハナイ債務チ免スルノダ

(委員長) 主タル從タルチ云ハンテモ保證人ガ主タル債務ノ爲メ  
ニシテ居ルノタカラ其外ニハナイ

(栗塚) 保證人チシテ其義務チ免カレシメト云フコトチ申シマシ

タカラ保證人ノ義務ヲ免カレシメト云フコトト區別スル爲メニ主  
タル債務ト入レマシタ此處テハ栗塚カ南部サンノ保證人テアレハ  
南部サンノ金ハ宜シイト云ツテ免除スルノテ御座イマスカラ

(松岡) ボアソナードノ説テハ人カ怪シイト思フガ理窟ガアルト  
云フテ居ル

(栗塚) 義務免除ハ有償名義アリ無償名義アリト五百二十六條ニ  
アリマス無償名義ナレハ文句ハ起ランガ有償名義ノトキハ免カレ  
シメンノガ當リ前テス貴君ガ南部サンニ金ヲ貸シテ保證人ノ私カ  
ラ金ヲ拂ツテ免除シタソレテ私ガ訴權ガアルカト云フコトテス無  
償名義ノトキハ論ハナイガ有償名義デ貴君ニ私ガ金ヲ上ケテ免除  
ヲ得タトキ私カ係ツテ行ケルカト云フトソレハ行ケンゾヨ外ノ事  
ニナツテ仕舞フゾヨ

(松岡) ボアソナードノ説ハ保證人ニ爲シタ債務者ノ免除ノ效力

ハ云々トアル

(元尾崎) 之ハ間違ウ

(栗塚) 間違ヒマセン免除ト云フモノハ無償名義丈ケナレハ入ラ  
ン様デ御座イマスガ保證人カラ金ヲ貸シタトカ金ヲ借リタトカ云  
フトキハ此ノ事ヲ云フタ方ガ宜シイ

(松岡) 例ヲ舉ケテ御覽ナサイ

(栗塚) 千圓ノ賣買テ其千圓ノ物ノ代ハリニ私ガ松岡サンニ米ヲ  
五百俵上ゲマスガ南部サンノ金ヲ免除シテ下サイ私カ保證スルノ  
モ嫌疑ダカラ御免シ下サイト云フソナラ免ソウト云フトキハ代  
物辨濟テス其時ハ米百俵ヲ私ガ取ツタナレハソソテ免除ガアルト  
看做スゾヨ其時私ノ米ヲ百俵取ツタ爲メニ南部サンノ義務ヲ免カ  
レ外ノモノモ義務ヲ免カレテ仕舞ウ

(清岡) ソレハ保證人テハナイ主タル債務者ヲ免除スルノタ

(松岡) 債務ヲ免カレシムルトハ云ヘン

(栗塚) 債權者ト債務者トノ關係ガ全ク斷ツテ仕舞ツタノテス

(松岡) 入ランコトダ

(村田) アル方ガ宜シイ

(清岡) 置イテモソレ程考究シテ云ヘハ何程カノ道理モ出來マシ  
ヨウガコンナコトヲシテ置クト間違ウ

(栗塚) 大審院テ是レカラ先キ研究スルニハ斯ウ云フコトノアル  
方ガ宜シイ

(元尾崎) 一條丈ケ丸ルテ削ルガ宜シイ

(村田) 置ク方ガ多數ダ

(栗塚) 主タル債務ノ免除トシテハ如何テス

(村田) 入レヨウ

本條ハ左ノ如ク改ム

保證人ノ一人ニ爲シタル主タル債務ノ免除ハ債務者及ヒ他ノ  
保證人ヲシテ他ノ債務ヲ免カレシム

第五百三十條朗讀ス

第五百三十條 債務ノ免除ヲ受ケタル債務者及ヒ保證人ハ債權  
者ヨリ共通ノ免除ヲ得ル爲メ實際供與シタル數額ニ付テノミ  
他ノ共同債務者及ヒ共同保證人ニ對シテ求償權ヲ有ス

本條ハ原按ニ決ス

第五百三十一條朗讀ス

第五百三十一條 連帶債務者ノ一人ニ對シ單ニ其連帶ヲ免除シ  
タルトキハ其一人ヲシテ他ノ債務者ノ部分ヲ免カレシメ且他  
ノ債務者ヲシテ其一人ノ部分ヲ免カレシム

又契約上ノ不可分債務者ノ一人ニ對シ單ニ其不可分ヲ免除シ  
タルトキモ亦同シ性質ニ因ル不可分債務ニ付テハ債權者ハ債

務者ノ各自ニ對シ全部ノ要求ヲ爲スノ權利ヲ失ハス然レトモ  
免除ヲ受ケタル債務者ノ負擔ス可キ債額ヲ扣除スルコトヲ要  
ス

(栗塚) 然レトモ以下ヲ起案者ガ改メテ參リマシタ然レトモヲ削  
ツテ「免除ヲ受ケタル債務者ニ對シテモ亦全部ヲ要求スルコトヲ  
得但他ノ債務者ノ負擔スヘキ債額ヲ扣除スルコトヲ要ス」ト直シ  
テ參リマシタソレカラ第二項ノ亦以下ハ削ラナケレハナリマセン  
一項ニ矢張り元トノ部分ヲ入レ、ハ宜シウ御座イマス合意上ノ不  
可分トアツタノヲ再調査デ不可分ヲ二ツ云ハント可笑シイト云フ  
ノテ入レマシタカラ贅文デ御座イマス「共同債務者ノ一人ニ對シ  
單ニ連帶又ハ合意上ノ不可分ノ免除アリタルトキハ其一人ハ他ノ  
債務者ノ部分ヲ免カレ且他ノ債務者ハ其一人ノ部分ヲ免カル」ト  
アリマシタガ「レシム」ハ先刻修正カ御採用ニナリマセンカラ其

民再三ノ一〇六

儘ニ致シマス二項ノ亦同シト云フ處マテハ入ラナクナリマスカラ  
削リマシテ性質ニ因ル不可分債務ノ免除ニ付テハト致シマス

(元尾崎) 貴様持ツテ來ルニ及バント云フテ持ツテ行クノカソ  
ナラ何ノ爲メニ免除シタノカ

(栗塚) 義務ハ免除シテヤルカ品物ヲ取りニヤルカ矢張り行ツテ  
モ宜シイ其代ハリ計算シナケレハナラン

(村田) 今度入レテ來タノハ悪ルイ

(松岡) 不可分債務ノ免除テハ良クナイ

(南部) 不可分ノミノダ

(栗塚) 不可分ノ免除ニ付テハテ宜シウ御座イマス

(松岡) 之ハ「ノミ」ト入レルガ宜シイ

(栗塚) 「ノミノ」デ宜シウ御座イマス

(元尾崎) 直シタノハ良クナイ



(栗塚) 何ゼ直シタカト云フト五百二十八條ノ終リノ然レトモカラ先キテ御讀ミ下サイ此處ト同シコトヲ書イテアツタノテ御座イマス

(元尾崎) 同シコトタ

(南部) 前ノハ不可分債務ノ一分ノ免除此處ハ不可分ノミノ免除ダカラ違ウ

(元尾崎) 併シ結果ハ同シコトダ

(栗塚) 結果ハ同シコトタト云フテヤリマシタ處ガ義務ヲ免除シタ處ハ前デ宜シイ此處ハ不可分ヲ免カレシメタ處カラ全部ヲ要求スルコトヲ得ト書クト云フノテ御座イマスカラソレ丈ケノ違ヒテス

(渡) 元トノ通りニシヨウ

(栗塚) 併シ元トノ通りニアルト南部サント松岡サント清岡サン

トガ私ニ馬チ一匹下サラナケレハナラントキニ若シ債務ヲ免カレサレハ南部サンノ債務ヲ免カレサセタトキハ私ハ二十八條デ南部サン係ツテ行ケル南部サンニ係ツタトキハ跡デ私ガ南部サンニ金ヲ返サナケレハナラン誰レノ部分ヲ返サナケレハナランカト云フト南部サンノ立替ヘタ三人ノ部分ヲ南部サンニ返サナケレハナラシガ三十一條ハ南部サンニ返スニ及ハン南部サンニ同シ様ニ係ツテ全部ノ要求ヲスルニ返スモノハ一ツモナイト云フ差ガアルノテ御座イマス一ツハ義務ヲ免カレ一ツハ義務ヲ免カレテ居ラント云フ差ガアリマスカラ其差ハ見セテ置カナケレハナリマセンガ此修正デ其意味ガ分ラント亦修正サセナケレハナリマセン

(元尾崎) 結果ハ同シコトテス南部サンニ三分ノ一返シテヤレハ宜シイノタ

(栗塚) 二十八條ハソウテス

(元尾崎) 是レテモ返スノテス

(栗塚) 之ハ返スニハ及ハン

(松岡) 不可分ヲ免カレタトキハ可分丈ケ擔當シナケレハナラン  
ト云フノタロウ

(栗塚) 其差ガアルノテス義務ヲ免カレテ居ルノト不可分丈ケヲ  
免カレタ丈ケノ差ガ無ケレハナリマセン

(松岡) 不可分テアルトキ十分ノ一分ヲ免除シタトキハ他ノ債務  
者ハ不可分テナクシテ全部デ行カレルゾヨ

(南部) 債務者ノ上ニ他ノ債務者ト云フ字ガナクナツタカラソレ  
ガ大變違ウ

(松岡) 之ハ悉皆書キ直サナケレハ分ラン

(栗塚) 但カラガ悪イノテス

(元尾崎) 英文テハ一人ヲ免除シタトキハ外ノ債務者ノ各自ニ對

民再三ノ一〇八

シテ要求ガ出來ル併シナガラ免除シタモノノ持分ヲ計算シテ返サ  
ナケレハナラント書イテアル

(栗塚) ソレハ間違ヒテス不可分ノミノ免除ダカラ

(松岡) 御前ハ不可分ヲ許スト云フトキ其許シタ人間ニ全部ヲ拂  
ヘト云フコトハ出來ナイ

(栗塚) 併シ不可分ダカラ仕方ガナイ

(元尾崎) 二十八條ノ二項ト同シコトタ

(栗塚) 本條ハ明日ノ議場マテ御預リテ願ヒマス

(委員長) 穩カテナイ之ハ報告委員テ調べテ貰ウコトニ致シマシ  
ヨウ

本條ハ未定

第五百三十二條朗讀ス

第五百三十二條 債權者ハ左ノ場合ニ於テハ債務者ノ一人ニ對

シ單ニ連帶又ハ契約上ノ不可分ヲ免除シタリトノ推定ヲ受ク

第一 債權者カ擔保ノ權利ヲ留保セスシテ債務者ノ一人ヨリ其債務ノ部分ナリト明言シタル金額又ハ有價物ヲ受取リタルトキ

第二 債權者カ擔保ノ權利ヲ留保セスシテ債務者ノ一人ニ對シ其債務ノ部分ナリト稱シテ裁判上ノ請求ヲ爲シタルニ其一人請求ニ承服シ又ハ辨濟ヲ爲ス可キ旨ノ言渡ヲ受ケタルトキ

第三 債權者カ異議ヲ留メスシテ債務者ノ一人ヨリ十ケ年間引續キ其負擔ス可キ利息又ハ年金ノ部分ヲ受ケタルトキ

(栗塚) 第三ノ受ケタルトキトハ受取リタルトキトナリマス

(元尾崎) 良カロウ

民再三ノ一〇九

(栗塚) 十ケ年ヲ置キ場所ヲ違ヘマシテ債權者ガ異議ヲ留メスシテ十ケ年間引續キ債務者ノ一人ヨリ其負擔スヘキト致シタイノテ御座イマスソレテナイト引續イテ受取タルトキトナラントイケマセンカラ

(元尾崎) ソレガ良カロウ

(栗塚) 其負擔スヘキハ入ラン言葉テ御座イマシヨウ

(南部) 債務者ノ利息テモ宜シイ

(栗塚) 債務ノ利息ト致シマシヨウ

(委員長) 負擔スヘキハアツテモ宜シイ

本條第三ハ左ノ如ク改ム

債權者カ異議ヲ留メスシテ十ケ年間引續キ債務者ノ一人ヨリ其負擔スヘキ利息又ハ年金ノ部分ヲ受取リタルトキ

第五百三十三條朗讀ス

日本銀行長官會

第五百三十三條 保證人ノ一人ノ保證ノミチ免除シタルトキハ  
主タル債務者ハ其債務ヲ免カレス他ノ保證人ハ保證ノ免除ヲ  
受ケタル一人ノ部分ニ付キ其義務ヲ免カル然レトモ保證人ノ  
間ニ連帶ヲ爲セル場合ニ於テ債權者カ第五百二十八條第二項  
ニ準依シ他ノ保證人ニ對シテ自己ノ權利ヲ留保セサルトキハ  
他ノ保證人ヲシテ其義務ヲ免カレシム  
(栗塚) 「保證人ノ一人ノ」ハ「保證人ノ一人ニ」トヤリマシタ  
本條「保證人ノ一人ノ」ヲ「保證人ノ一人ニ」ト改ム

第五百三十四條朗讀ス

第五百三十四條 債權者ノ動産質又ハ抵當ノ拋棄ハ其債權ヲ減  
セス然レトモ連帶債務者又ハ保證人ハ其拋棄ニ因リ此等ノ擔  
保ニ於ケル代位ヲ妨ケラレタルカ爲メ第千四十五條及ヒ第千  
七十三條ニ依リ債權者ニ對シテ自己ノ義務免除ヲ請求スルコ

民再三ノ一〇

トヲ得

(三島) 之ハ重複テ削除スルト云フノテ御座イマス  
(栗塚) 之ハ千四十五條千七十三條ニアルカラ置クニ及ハント云  
フノテ御座イマスガ免除ノ續キニ御座イマスカラアル方ガ宜シウ  
御座イマス  
(清岡) 削ツテ良カロウ  
(元尾崎) 債權ヲ減セスト云フノハ大事ナ事ダカラアツテモ宜シ  
イ

本條ハ原按ニ決ス

第五百三十五條朗讀ス

第五百三十五條 共同債務者ノ一人カ連帶若クハ不可分ノミノ  
免除ヲ得ル爲メ又ハ保證人ノ一人カ保證ノ免除ヲ得ル爲メ債  
權者ニ出捐ヲ爲シタルモ其債務ヲ減セス且他ノ共同債務者又

日本銀行長官會

ハ共同保證人ニ對シテ求償權ヲ有セス

(元尾崎) 金ヲ返シテモ何ニモナランカ

(南部) 何ンニモナラン連帶ノ免除ヲ得ル爲メダカラ

(松岡) 保證人ノ手ヲ切ツテ吳レンカト云フテ百兩出スト保證人ハ免カレテ仕舞ウカ債務ハ千兩取ラレル

(元尾崎) ソウスルト保證人が百兩取ツテ又債務者が千兩取レルカ

(北畠) 危イト云フコトガアルカラダ

(元尾崎) 之ハ佛蘭西ノ方ガ良カロウ

(栗塚) ソレハ反對ニシナケレハナラン何セナレハ債務ヲ減スルトシテ置イテドウカ云フト一人モ拂ウ人ハ無クナツテ仕舞ウ

(元尾崎) 兎ニ角金カ取レ、バ宜シイ

(清岡) 甲乙連帶シテ百圓宛借リテ居ル百圓チ一身ガ返サナケレ

民再三ノ一一

バナラント云フトキガアルカ知レン其時ハ一方ノ連帶者ノ身元ガ危クナツタトキ私ハ何某ト連帶シテ居ルカラ之ヲ分ケテ吳レンカ其ノ代ハリ五十圓拂ウト云フトキ債權者カ受取ル百圓チ甲ニ係ツテ取ルト百五十圓取レル

(栗塚) 其場合ニナレハ義務ノ更改チスルテ御座イマシヨウ

(南部) 百五十圓取ツテ宜シイ連帶ヲ許サレル代價ダカラ

(村田) 其代ハリ五十圓ホカ取レナイカ知レン

(栗塚) 保債ト同シモノタト云フテ居リマス之ヲ債務ヲ減スルトシテ置ケハ無論保證人が連帶債務者テモ我レ丈ケヲ免除シテ只ダ免除シテ吳レンカト云フソナラ宜シウ御座イマシヨウソコテ佛蘭西テハ減スルト書イテ置ノテモ同シ結果チ生スル何ントナレハ債務者カ金ヲ取ツテ免除シテヤル保證ノミデナク不可分ノミテナク一切證明スルコトガ出來ルカラ良シ禁シテ置イテモ同シコトテ

アル債務ヲ免スルト書イテ置イテ之ハドウカト云フト債務ヲ減ス  
ルト書イテアルカ爲メニ同シ結果ニナツテ債權者ガ悉皆ノ免除ヲ  
得テ仕舞ウカラ結果ニ至テハ同シテス

(清岡) ケレトモ佛蘭西ノハ取ツタノハ差引カナケレハナラン

(栗塚) 左様テス

(松岡) 保證人ノ方ハ此方ガ良カロウト思フ

(清岡) 斯ウ云フコトヲスルト射俸ノ風ヲ生スル此方カラ五十圓  
受取ツテ一方カラ百圓取ルト百五十圓取レル

(栗塚) 私ガ五人テヤツテ居ルトキ他ノモノハ怪シイカラ我レノ  
部分丈ケヲ拂ハセテ呉レ其代ハリ金ヲヤルト云フコトテス

(清岡) 後ニ差引ニシテ百圓取レハ宜シイソレ又他ノモノカラ百  
圓取ルノハ宜シクナイ

(松岡) 連帶デ百圓ト云フ處テモ其内部ヲ勘定スルト私ハ三十圓

貴君ガ七十圓出ス處ガ連帶ナレハ一人テ百圓出サナケレハナラン  
カ知レンソコテ債主ニ向ツテ私ハ三十圓デ一方ノ人ハ七十圓ダカ  
ラソコテ私ノ負擔ヲ三十圓ト定メテ呉レンカト云フテ四十圓ト定  
メテ貰ツテ先方カラ七十圓取ツテ呉レト云フタラ良カロウ

(栗塚) 其時ハ百圓取レル

(清岡) 佛蘭西ノ千二百八十八條ガ宜シイ

(南部) 之ハ債務ノ内ヲ返シタト云フノテハナイ

(松岡) 債務ヲ百圓トシテ二人ノ連帶ヲ解イテ呉レ何ゼト云フト  
七十圓ト三十圓テ私ハ三十圓ダケレトモ貴様ノ見込デ百圓貸シタ  
ソレハ苦シイ三十圓ハ私ノ連帶タカラ御禮トシテ十圓出スカラ七  
十圓取ツテ來ルト云フノテハナイカ

(元尾崎) ソレハ良クナイ

(南部) 十圓出シタ部分丈ケハイケナイト云フノタ

(松岡) ソウテス三十圓ハ私ノモノテ十圓ハ御禮ダ向ウノ人ハ三十圓ノトキハ七十圓ホカ取レント云フノタ

(栗塚) ソウテス

(渡) 二人テ五十圓宛借リテモ何レヘ係ツテモ百圓取レルソレチ二十圓餘計ニ出シテモソレハ懐ニ入レテ仕舞ツテ宜シイト云フノダ

(南部) ソウテス

(委員長) 之ハ前ノ會議ノトキニ物ハト云フ字ニ大變論ガアツタガ金ニハ限ランノカ

(栗塚) 働イテヤツテモ宜シイノテ御座イマス

(松岡) 連帶テハ危イカラ分擔ニシテ貰オウ分擔トスレハ各々消ヘル只分擔ニシヨウト云ツテモ出來ナイ多少保險料トシテ拂ツテモ保險料ハ保險料限リト云フノダ

民再三ノ一三

(渡) 私ニハ連帶ガ解ケルガ松岡君ノハ連帶ガ解ケナイテハナイカ

(南部) ソレハ解ケマス債務ヨリ上ニ取ルト云フコトハ出來ンカラ

本條ハ原按ニ決ス

于時午後零時十五分休憩

午後一時開會

第五百三十六條(議場削除)

(栗塚) 之ハ前會テ削除ニナリマシタ處カ彼ノ頃ニ出マシタ論ト今日トハ進ンダ譯テハ御座イマセンガ今少シ分ル様ニ書イテアレハ削除ニナラナカツタト思ヒマス御前ノ家ヲ買ツタガ何レ私ガ行ツテ住ムカラ引渡シテ呉レルニ及ハン其レマデ御前ガ住ンテ居テ呉レト云フトキ御前サンカ引渡スニ及ハント云フノハ當リ前デ御

座イマス引渡スニ及ハント云フテモ所有權ヲ失ハント云フコトヲ見セレハ宜シウ御座イマスカラ「特定物ノ引渡又ハ返還ノ義務ヲ免除スルモ所有者ハ回復ノ權利ヲ失ハス」トスレハ宜シイカト思ヒマス

(松岡) ソンナコトヲ云フニ及ハン

(清岡) 義務ノ釋放ヲ受ケレハ回收訴權カ何カ起ラナケレハ渡スニ及ハント思フカ知レン

(栗塚) 私ノ米ヲ貴君ガ百俵買ツテ貴君ガ之ヲ引渡スニ及ハント仰ツシヤツタノタカラ人ニ賣買ヲスレハ人權ト物權ト二ツ生シマス賣買ノ契約カラ物ヲ引渡ス義務ガ生スル一ツノ賣買契約カラ所有權ガ移轉シタ所カラ物權ヲ得ルニ賣主ハ引渡ノ義務ヲ持ツテ居リ買主ハ人權ト物權トヲ持ツテ居ルト云フテ宜シイ人權ハ拋棄シテモ物權ハ存シテ居ルゾヨト云フノテ御座イマス

民再三ノ一四

(清岡) ソレハ無理ナ話デ引渡ヲ免除シタラ何時テモ取りニ行ケル回收訴權ヲ殘スニ及ハン入レテ置クト回收訴權ヲ行ハントキハ取レン様ニナル

(栗塚) ソレハ取ラレルテス渡ス義務ハナイ

(松岡) 此條ヲ生カサナケレハ差支カアリマスカ

(栗塚) 前回ニハ斯ウ云フコトヲ云フト訴訟ヲ増ス弊ガアルト云フコトヲ御座イマシタガ今□物權ト人權ノ區別ガ付テ居ル物權ト人權トヲ買主ガ持ツテ居ル其一ツヲ拋棄シタトキハ取戻スト云フ物權ガ殘ツテ居ルソレタカラ人權ハ拋棄シテモ物權ハ尙ホ存スト云フ意味カラ修正シテ置イタ方ガ良カロウカト思ヒマス

(松岡) ソウ云フ法ヲ設ケナケレハ不都合ガ起リマスカ

(栗塚) ソレハアツタモノヲ削ツタト云フノハドウ云フモノカ理窟上義務ヲ免除スル合意上ノ免除デ合意上引渡ノ義務ヲ免除シタ



トキハ引渡ス義務ヲ免除シヨウトモ買主ニ尙ホ取戻ス権カアルゾ  
ヨ人權ハ拋棄シテモ物權ハ存シテ居ルト云フノハ必要ダロウト思  
フ之ヲ削ツタノハ杜撰テハアルマイカ讓戻又ハ讓渡ヲ惹起セスシ  
テト云フノカアツタノデ削ツタノテハアルマイカ總テ物權ト人權  
ト生スルガ人權ハカリ乗テ、モ物權ガアル處ガ貸借上カラ出タ權  
利ガ免除スレハソレ限リテアル特定物ハ取戻ス權ガアルト云フコ  
トヲ書イテ置ケバ削除ニナランダロウ置イテモ害ニナラン元ト削  
ツタノハ文章カ明カテナイ處カラ混雜ヲ起スト云フコトカアツタ  
カ知レンガ今日ノ様ニ修正スレハ置イタ方ガ良カロウト思ヒマス  
(清岡) 返還スルニ及ハント云フトヤツタモノ、様ニナル處ガ又  
所有者ガ回收ノ權利ヲ失フト云フト一旦ヤツタモノヲ取戻ス恐ガ  
アル

(村田) ソレガアルカラ元老院テ削ツタノダ

(栗塚) 裁判所ノ管轄ヲ論スルニモ引渡ノ義務ヲ履行シテ吳レト  
云フト被告人ノ所在地ニ行ク若シ物ヲ渡シテ吳レト云フトキ不動  
産ナレハ不動産所在地ニ行ク

(村田) 特定物ノ引渡ハ合意ノトキニ成ルノタ

(栗塚) ソウテハアリマセン所有權ガ移ル丈ケテス

(村田) 引渡スニ及ハント云フカラヤツタモ同シコトダ

(栗塚) ソレタカラ尙ホ書イテ置カナケレハナリマセン貴君ガ私  
ニ物ヲ賣ツテ代價ガ濟ンテ御渡ナサルニ及ハント云フコトカ横濱  
ノ取引杯ニアルソウテス

(清岡) 畢竟讓渡又ハ讓渡ヲ惹起セスシテト云フノガ必要ダロウ

(栗塚) 入レテモ宜シウ御座イマスガ分ランコトナレハ入レンテ  
モ宜シウ御座イマス

(清岡) 返還スルニ及ハント云ツテ取戻ニ行クノハ間違ウト云フ

論ガアツテ削ツタノダ

(元尾崎) 入ランコトダ

(北畠) ソウ云フコトハ唐ノ横町へ行ツテモナイ

(元尾崎) 賛成者カナイカラ先へ行キマシヨウ

(栗塚) 一人モ御賛成ガナイカラ削リマス

本條ハ削除ニ決ス

第五百三十七條朗讀ス

第五百三十七條 連帶債權者ノ一人ノ爲シタル債務又ハ連帶ノ

ミノ免除ハ其一人ノ部分ニ付テノミ他ノ債權者ニ對シ之ヲ以

テ對抗スルコトヲ得

債務カ性質ニ因ル不可分ナルトキハ債權者ノ一人ノ爲シタル

免除ハ他ノ債權者ヲ害スルコトヲ得ス他ノ債權者ハ第四百六

十六條及ヒ第五百二十八條ノ規定ニ從ヒ全債權ヲ行フ

(栗塚) 一項ニ連帶ノミト付テノミト「ノミ」ガニツアリマスカ

ラ「又ハ連帶ノ免除ハ單ニ其一人ノ部分ニ付キ他ノ債權者ニ之ヲ

以テ對抗スルコトヲ得」ト致シマス

(元尾崎) 全債權ヲ行フコトハ行フケレトモ許シタ債權丈ケハ扣

除スルノダ

(南部) ソウテス

(松岡) 先キへ引イテ係ルト云フノト皆取ツテ戻シテヤルト云フ

ノト違ツタトキハ六十六條ト二十八條トハ一所ニナラン

(元尾崎) 二項ノ五百二十八條ト云フコトハ無クテモ宜シイ

(南部) 二十八條ハ債權者ノ一人ニ爲シタルノダカラ入レテモ宜

シイコトテハナイカ

(栗塚) 詰リ全債權ヲ行フト云フ處テス其規則ハ四十六條ニ從ヒ

又二十八條ニモ從フ

(松岡) 六十六條ハ全債權ヲ行フノタ

(栗塚) ソレハ全体テスソレカラ不可分ノ中デモ全債權ヲ行フガ  
其トキハ斟酌シテヤラナケレハナラン

(松岡) 一ツ言ヘハ二ツ云ハンテモ宜シイ

(南部) 六十六條ノ中ニ二十八條ハ這入ツテ居ラン

(松岡) ソウスルト今度引クトキハ三十七條モ引カナケレハナラ  
ン様ニナル

(清岡) 原按者ガ入レテ來タノハ理窟ガアルダロウ

(元尾崎) 牴觸サヘシナケレハ宜シイ

本條第一項左ノ如ク改ム

連帶債權者ノ一人ノ爲シタル債又ハ連帶ノ免除ハ單ニ其一人  
ノ部分ニ付キ他ノ債權者ニ之ヲ以テ對抗スルコトヲ得

第五百三十八條朗讀ス

第五百三十八條 債權者カ債務者ノ義務ヲ記載シタル本證書ヲ

任意ニテ債務者ニ交付シタルトキハ其證書ニ免除ノ旨ヲ附記

セスト雖モ債權者ハ債務ノ免除ヲ爲シタリトノ推定ヲ受ク但

債權者ノ反對ノ意思ヲ證明スル權利ヲ妨ケス

公正證書又ハ判決書ノ正本ノ任意ノ交付ハ其書類ニ執行式ヲ

具備スルモ債務ノ免除ヲ推定セシムルニ足ラス但裁判所ハ事

情ニ因リ其免除ヲ認定スルコトヲ妨ケス

債務者カ右ノ書類ヲ所持スルトキハ反對ノ證據アルマテハ債

權者ヨリ任意ノ交付アリタリトノ推定ヲ受ク

(栗塚) 證明ハ證スルトナリマス認定ハ考定トナリマス前ニアツ  
タ認定トハ違ヒマス

(松岡) 認定デ良カロウ

(栗塚) 困ツタコトニハ認定ト云フ字ヲ外ニ使ツテ仕舞ヒマシタ

(元尾崎) 認定デ宜シイ

(栗塚) 此先キテ使ツテアルソウテス

(松岡) 先キハ先キテヤロウ

(栗塚) 原語ハ演繹ト云フ字デ御座イマス

(松岡) 認定ガ宜シイ二項ハ訴訟法テハ執行吏ガ執行シテ錢テモ受取レハ執行文ニアル判決書ノ正本ヲ債務者ニヤラナケレハナラント書イテアル此處テハ一方カラ執行文ノ備ツテ居ル正本ヲ隨意ニ渡シテモ何ンニモナラント云フノカ

(南部) ソレハ執行命令書ダ

(松岡) 執行式ヲ具ヘタルト云フト執行命令書ト同シコトタロウ

(栗塚) 證文ヲ渡シタカラトテ執行式ガアツタニモセヨ

(松岡) 判決書ト執行命令書カ

(栗塚) 別ノモノテハアリマセン訴訟法デ云フ命令書トハ違ヒマ

ス

(松岡) 訴訟法デ執行命令書ヲ別ニ拵ヘハシマイ

(栗塚) 之ニ因テ執行督促狀ヲ拵ヘナケレハナリマセン

(松岡) 訴訟法ト合セナイト良クナイ

(栗塚) 五百八十四條ニ認定ト云フ字カアリマス

(南部) 承認トヤロウカト云フ論カアリマシタ

(松岡) 之ハ認定カ宜シイ執行文式ヲ交付シタモノハ執行吏カ向ウヘ渡シテ證據ニシテ訴訟法ト撞着ガアルカナイカト云フコトヲ訴訟法ト突キ合セテ貰ヒマシヨウ

(栗塚) 此處ハ執行吏ノ出ルノ出ント云フ處テハナク之テ金ヲ返セト云フコトガアル立派ナ判決書ガアツテモ書付ケテ向フヘ渡シタ丈ケテハ義務ヲ免カレサセタトハ云ヘント云フノテ御座イマスカラ差支御座イマセン

(松岡) 佛蘭西ノ様ニスルト訴訟法ニ合ウカト思フ判決ノ執行文ノ拵ヘ方ハ訴訟法ヲ民法ニ合セテスレハ宜シイカ知レンガ違ヒハセンカト思フ

(栗塚) 之ハ佛蘭西ノ反對ヲ出シテ吳レタノテ御座イマス

(松岡) 當リ前ナレハ證書ヲ渡シタトキハ免除ト見ルト云フノガ順ダ

(三島) 審定トシテハドウテス

(栗塚) 貴君ガ南部サンニ金ヲ借リテ居ルトキ公正證書ガアツテ南部サンニ渡シテ仕舞ツタノハ免除スル爲メテハナイカソレテハ足ラン裁判官ガ認定シテスルト云フノテ御座イマスカラ

(松岡) 彌々貴君方ガ訴訟法ト違ハント云フ受合ナレバ宜シイ

(栗塚) 違ハント思ヒマスガ尙ホ訴訟法ノ方ニ聞キマシヨウ

本條ハ原按ニ決ス

第五百三十九條朗讀ス

第五百三十九條 債權者カ證書ノ全文又ハ債務者ノ署名若クハ其他ノ緊要ナル部分ヲ有意ニテ毀滅シ扯破シ又ハ抹銷シタルトキハ前條ノ區別ニ從ヒテ任意ノ交付ニ準シ債務ノ免除アリタリト推定ス

右毀滅扯破又ハ抹銷ハ之ヲ爲シタル當時其證書カ債權者ノ占有ニ係リシトキハ反對ノ證據アルマテ債權者ノ所爲又ハ其承諾ニ出テタリトノ推定ヲ受ク

本條ハ原按ニ決ス

第五百四十條朗讀ス

第五百四十條 債務ノ免除ハ明示ト默示ト直接ノ證明ト法律上ノ推定トヲ問ハス反對ノ證據アルマテ有償名義ニテ之ヲ爲シタリトノ推定ヲ受ク

然レトモ互ニ授受スルノ能力ナキ者ノ間ニ於ケル免除ハ有償名義ニテ之ヲ爲シタリトノ直接ノ證據ヲ舉クルコトヲ要ス

(栗塚) 「證明」ハ「證スル」トアリマス一項ハ初メノ案ニハ「債務ノ免除ハ明示ナルト默示ナルト又直接ニ證スルト法律上推定スルトヲ問ハス」トアリマシタソウ修正シタイト思ヒマス

(元尾崎) ソレテ宜シイ

本條第一項ハ左ノ如ク改ム

債務ノ免除ハ明示ナルト默示ナルト直接ニ證スルト法律上推定スルトヲ問ハス(以下原案ノ通り)

第四節 相殺

第五百四十一條朗讀ス

第五百四十一條 二人互ニ債權者タリ債務者タルトキハ下ノ條件及ヒ區別ニ從ヒ法律上、任意上又ハ裁判上ノ相殺力成立ス

相殺ハ二箇ノ債務ヲシテ其最寡少ナル債務ノ數額ニ滿ツルマテ消滅セシム

(栗塚) 之ハ「トキハ相殺アリトス」トシテハ如何デス

(渡) 其ノ方ガ宜シイ

(委員長) 相殺ノトカ何ントカ仕様ハナイカ

(栗塚) 相殺ガ場所ヲ持ツト云フコトテ御座イマス

(三島) 「カ」ノ字丈ケ削ツテハ如何テス

(清岡) 削ルカ宜シイ

(元尾崎) カハアツテモ宜シイ

(栗塚) 二項ノ相殺ハト云フノハ原文ニナイノテ御座イマス

(松岡) ソレハ宜シイカ「最寡」ト云フコトニ今度「少」ノ字ヲ

加ヘタガ「寡少ナル」デ良カロウ

(村田) 「少ナキ額ニ滿ツルマテ」デモ宜シイ

(栗塚) 右ノ場合ニ於テハ二個ノ債務ハ最寡ノ數額ニ滿ツルマテ消滅ストヤリタイノテ御座イマス

(元尾崎) 其少ナキテ宜シイ

(南部) 寡少ナルテ宜シイ

(北島) 二ツアルトキテナケレハ寡ノ字ハ使ハナイ

(委員長) 寡少ナルトスルカ

本條最寡少トアル「最」ノ字ヲ削ル

第五百四十二條朗讀ス

第五百四十二條 二箇ノ債務カ主タルモノ明確ナルモノ互ニ代替スルヲ得ヘキモノ及ヒ要求スルヲ得ヘキモノニシテ且法律ノ規定又ハ當事者ノ明示若クハ黙示ノ意思ヲ以テ其相殺ヲ禁セサルトキハ當事者ノ不知ノ間ニテモ法律上ノ相殺ハ當然行ハル

(栗塚) 「主タルモノ明確ナルモノ」ト云フノハ「互ニ代替スルヲ得ヘキモノ」ノ下ヘヤリタイト思ヒマス説明ノ順ト体裁ノ順ガ第一ニ主タルモノテナケレハナラン其次キハ代替スヘキモノテナケレハナラン明確ナルモノ要求スルモノ此四ツノ順ヲ立テ、先キノ順ガ出來テ居リマスカラ其方ガ良カロウト思ヒマス

(渡) 其方ガ宜シイ

本條左ノ如ク改ム

二箇ノ債務ガ主タルモノ互ニ代替スルヲ得ヘキモノ明確ナルモノ及ヒ要求スルヲ得ヘキモノニシテ且法律ノ規定又ハ當事者ノ明示若クハ黙示ノ意思ヲ以テ其相殺ヲ禁セサルトキハ當事者ノ不知マテモ法律上ノ相殺ハ當然行ハル

第五百四十三條朗讀ス

第五百四十三條 主タル債務者ハ自己ノ債務ト債權者カ保證人

ニ對シテ負擔スル債務トノ相殺ヲ以テ債權者ニ對抗スルコトヲ得ス然レトモ訴追ヲ受ケタル保證人ハ債權者カ主タル債務者又ハ自己ニ對シテ負擔スル債務ノ相殺ヲ以テ對抗スルコトヲ得

連帶債務者ハ債權者カ其連帶債務者ノ他ノ一人ニ對シ負擔スル債務ニ關シテハ其一人ノ債務ノ部分ニ付テノミ相殺ヲ以テ對抗スルコトヲ得然レトモ自己ノ權ニ俶キ相殺ヲ以テ對抗ス可キトキハ全部ニ付キ之ヲ申立ツルコトヲ得

數人ノ連帶債權者アルトキ債務者ハ債權者ノ一人カ自己ニ對シテ負擔スル債務ニ付テハ第七十八條ニ依リ債權者ニ辨濟ノ領受ヲ強要スルコトヲ得ヘキ場合ニ在リテハ總債務ノ相殺ヲ以テ常ニ訴追者ニ對抗スルコトヲ得

債務カ債權者ノ間又ハ債權者ノ間ニ於テ意思ニ因ル不可分ナ

民再三ノ一二二

ルトキハ相殺ハ受方又ハ働方ノ連帶ニ於ケルト同一ノ方法ニ從フ又性質ニ因ル不可分ノ債務ナルトキハ第四百六十六條ノ規定ニ從フ

(栗塚) 三項ノ字句ヲ轉倒シマシテ「債務ノ相殺ヲ以テ訴追者ニ對抗スルコトヲ得但第七十八條ニ依リ債權者ニ辨濟ノ領受ヲ強要スルコトヲ得ヘキ場合ニ限ル」ト致シマス二項ハ「部分ニ付テニ非サレハ相殺ヲ以テ對抗スルコトヲ得」ト致シマス

(榎村) ソウスルト總債務ガナイ様ニナル

(栗塚) 左様テス

(委員長) 付テニ非サレバノミト何レガ宜シイカ

(松岡) 此儘デ宜シイ

(元尾崎) 付テニ非サレハカ宜シイ

(清岡) 部分ニ非サレハデ良カロウ



(渡) 部分ニ付テナラテハト云フノタカラ付テニ非サレハカ宜シ  
イ

本條第二項「ニ付テノミ」ヲ「ニ付テニ非サレハ」ト改ム  
第三項左ノ如ク改ム

數人ノ連帶債務者アルトキ債務者ハ債權者ノ一方カ自己ニ對  
シテ負擔スル債務ノ相殺ヲ以テ訴追者ニ對抗スルコトヲ得但  
第一千七十八條ニ依リ債權者ニ辨濟ノ領受ヲ強要スルコトヲ得  
ヘキ場合ニ限ル

第五百四十四條朗讀ス

第五百四十四條 當事者ノ一方カ他ノ一方ニ對シ地方市場ノ相  
場書アル日用品ノ定期ノ供與ヲ負擔シタルトキハ其供與ハ他  
ノ一方ノ負擔スル金錢ト相殺スルコトヲ得

(栗塚) 相場書ノ「書」ノ字ヲ削ツテ「相場アル」トシタイノテ

民再三ノ一二三

御座イマス

(松岡) ソレガ宜シイ

本條「相場書」ノ「書」ノ字ヲ削ル

第五百四十五條朗讀ス

第五百四十五條 債務ノ成立其目的ノ性質及ヒ分量カ確實ナル  
トキハ其債務ハ善意ニテ爭ハル、トキト雖モ之ヲ明確ナリト  
ス

本條ハ原按ニ決ス

第五百四十六條朗讀ス

第五百四十六條 裁判所ノ許與シタル恩惠上ノ期間ハ相殺ノ妨  
ヲ爲サス債務者ノ請求ニ因リ無償ニテ債權者ノ許與シタル期  
間ニ付テモ亦同シ

二箇ノ債務ノ一カ解除條件ニ從フトキト雖モ相殺ハ行ハルル

但條ノ成就シタルトキハ相殺ヲ解除ス

(栗塚) 前例ニ從ツテ解除條件付ナルトキト致シマス

(元尾崎) 宜シイ

本條「解除條件ニ從フトキ」ヲ「解除條件付ナルトキ」ト改

ム

第五百四十七條朗讀ス

第五百四十七條 二箇ノ債務力同一ノ場所ニ於テ又ハ同一ノ貨

弊ヲ以テ辨濟ス可キモノニ非サルトキト雖モ尙ホ相殺ハ行ハ

ル但第一ノ場合ニ於テハ運送費又ハ爲替料ヲ計算シ第二ノ場

合ニ於テハ兩替賃ヲ算スルコトヲ要ス

(栗塚) コ、テ松岡サンノ御説モ良ク分ツテ來マシタ兩替賃ト云

フ字ヲ使ヒマシタ

(南部) 兩方ヲ含ンテ居ルトキハ爲替ト云ヒ一ツノトキハ兩替ト

云フカ

(栗塚) 左様テス

本條ハ原案ニ決ス

第五百四十八條朗讀ス

第五百四十八條 左ノ場合ニ於テハ法律上ノ相殺ハ行ハレス

第一 債務ノ一カ不正ニ他人ノ財産ヲ押取シタルコトヲ以テ

原因トナセルトキ

第二 變例ト稱スル寄託物ノ返還ニ關スルトキ

第三 債權ノ一カ不可押ナル有價物ヲ目的トスルトキ

第四 當事者ノ一方カ豫メ相殺ノ利益ヲ拋棄シタルトキ又ハ

債權者ト爲ルニ當リ期望シタル目的カ相殺ノ爲メ達スルコ

トヲ得サルトキ

(栗塚) 第一ハ「債務ノ一ツカ他人ノ財産ノ横領ヲ原因ト爲セル

トキ」トヤリマシタ

(松岡) 横領テハ強スギヤセンカ

(栗塚) 盗賊デ御座イマス

(渡) 横領ト云フ字ハドウ云フ字テスカ

(三島) 横取ト云フ字テス

(栗塚) 不正ニ他人ノ物ヲ取ツタト云フコトハ云ヒ様ガ悪ルイト  
思ツテ直シマシタ

(横村) 横ノ字ハ正シクナイ處ニ使ツテアル

(松岡) 「債務ノ一ノ原因カ不正ニ他人ノ財産ヲ押取シタルトキ」

トスレハ宜シイ

(南部) 一ノ原因ト云フト一ノ原因ハカリニ掛ルガソウテナイ

(清岡) 原案テ宜シイ事ヲ以テ原因トスルテナケレハ文章ニナラ  
ン

(栗塚) 私カ貴君ノ時計ヲ取ツタナラハ何カ原因ニナルカ窃盜ガ  
原因ニナル

(三島) 「債務ノ一ガ不正ノ押取ヲ原因ト爲シタルトキ」テモ宜  
シイ

(清岡) ソレテモ宜シイ

(横村) ソレガ宜シイ

(委員長) 不正ノ取得ガ良カロウ

(元尾崎) 取得ガ宜シイ

(清岡) 押取ガ宜シイ

(委員長) 押取ト云ヘハ不正ト云ハンテ宜シイ

(渡) 元トノ通りガ宜シイ

(南部) シタルコトヲト云フノカ分ラン

(委員長) 元トノ通りガ宜シイ

(栗塚) 債務ノ一ガ他人ノ財産ノ不正ノ取得ヲ原由トスルトキ  
(檜村) 原按テ宜シイ

(元尾崎) 元老院テ修正シタノハ債務中ノ一ガ他人ノ一方ノ財産  
ヲ不正ニ取得スルヲ原由ト爲ストキトアル

(清岡) 原按デ宜シイ

(栗塚) ソレテハ以テテ削リマシヨウ

(南部) 「押取シタルヲ原由ト爲ストキ」ガ宜シイ

(委員長) ソレテ良カロウ

(栗塚) 第二ハ變例ト稱スル寄託物ノト云フノハ悪ルイト思ヒマ  
シタガ註ニハアリマシタガ本文ニハアリマセン使用ヲ許ス寄託物  
トアリマス變例ト云ツテハ先キへ行ツテ困リマスカラ「使用ヲ許  
セル寄託物」トヤリマシタ第三ハ不可押ト云フノハ今日マデ使ヒ  
マセンカラ差押フルコトヲ得サルトヤリマシタ

民再三ノ一二六

(委員長) 第一ハモウ一遍報告委員デ見テ貰ヒタイ

(松岡) 左様テス其序テニ他ノ一方トヤツテ貰ヒタイ

本條第一ハ假リニ左ノ如ク改メ尙ホ報告委員ニテ取調フルコ  
トニ決ス

第一債務ノ一ガ不正ニ他人ノ財産ヲ押取シタルヲ原由ト爲ス  
トキ

第二第三左ノ如ク改ム

第二使用ヲ許セル寄託物ノ返還ニ關スルトキ

第三債權ノ一カ差押フルコトヲ得サル有價物ヲ目的トスルト  
キ

第五百四十九條朗讀ス

第五百四十九條 債權ノ讓受人カ其讓受ヲ債務者ニ告知シタル  
ノミニテハ債務者ハ讓渡人ニ對シテ從來有セル法律上ノ相殺

ヲ以テ讓受人ニ對抗スルノ權利ヲ失ハス

債務者カ讓渡人ニ對シ既ニ得タル法律上ノ相殺ノ權利ヲ留保セシ讓渡ヲ承諾シタルトキハ債務者ハ讓受人ニ對シ其權利ヲ申立ツルコトヲ得ス

右二箇ノ場合ニ於テ債務者カ相殺ヲ申立ツルコトヲ得サリシ金額又ハ有價物ヲ讓渡人ヲシテ自己ニ償還セシムルノ權利ヲ妨ケス

(栗塚) 「承諾」ハ「受諾」トナリマス之ハ三百六十七條ト重複シテ居ルト申シマスカ決シテ重複シテ居リマセン

本條「承諾」ヲ「受諾」ト改ム

第五百五十條朗讀ス

第五百五十條 拂方差止ヲ受ケタル債務者ハ差止人ノ債務者即チ自己ノ債權者ニ對シテ差止後ニ取得シタル債權ノ相殺ヲ以

テ差止人ニ對抗スルコトヲ得ス

又相殺ノ從來ノ原因ニ付テモ拂方差止ヲ受ケタル債務者ハ民事訴訟法ニ掲ケタル方式及ヒ期間ニ從ヒテ其原因ヲ述ヘタルニ非サレハ之ヲ以テ差止人ニ對抗スルコトヲ得ス

右孰レノ場合ニ於テモ拂方差止ヲ受ケタル債務者ハ差止ノ金額又ハ有價物ニ付キ自己ノ債權ノ辨濟ヲ得ル爲メ差止人ト共ニ入班スルノ權利ヲ有ス

(栗塚) 「拂方差止」ハ「拂渡差留」トナリマス其他「差止」ハ「差留」トナリマス末項ノ「入班スル」ハ「配當ニ加入スル」ト致シマス

(清岡) 「差留」ハ「差止」ガ良カロウ

(南部) 登記法ニ「留」ノ字ガ書イテアリマス

(栗塚) 意味ハ止ノ字ニ違ヒアリマセン之ハ訴訟法ト相談ノ上止

ノ字ニスルト云へハ改メマス

(松岡) 留ノ字デ差支ナイ我輩ノ友達ニ子供ガ澤山出来テ困ルカラトメル云ツテ「トメ」ト付ケルト云ツテ「留」ノ字ヲ書イタ

本條第一項「拂方差止」ヲ「拂渡差留」ト改メ其他「差止」トアルハ悉ク「差留」ト改ム

第三項「入班スル」ヲ「配當ニ加入スル」ト改ム

第五百五十一條朗讀ス

第五百五十一條 相殺ニ因リテ既ニ消滅シタル債務ヲ辨濟シタル債務者ハ其錯誤ニ出テタルトキト雖モ不當利得ノ取戻訴權ノミヲ行フコトヲ得但次條ニ記載スル場合ハ此限ニ在ラス

(栗塚) 第一項ノ「辨濟シタル債務者ハ」ハ「辨濟シタル者ハ」テ良カロウト思ヒマス

(松岡) 者ガ良カロウ

民再三ノ一二八

本條「辨濟シタル債務者ハ」ヲ「辨濟シタル者ハ」ト改ム

第五百五十二條朗讀ス

第五百五十二條 前三條ニ掲ケタル場合ニ於テ相殺ニ因リ既ニ消滅シタル債務ヲ讓受人若クハ差止人ノ利益ノ爲メ認定シ又ハ自己ノ債權者ニ辨濟シタル者ハ自己ノ舊債權ヲ擔保シタル保證、先取特權若クハ抵當ヲ申立ツルコトヲ得ス但既ニ行ハレタル相殺ヲ知ラサル正當ノ原因アリシコトヲ證明スルトキハ此限ニ在ラス此場合ニ於テ原債權ハ其資格ヲ以テ抵保ト共ニ復舊ス

(栗塚) 「認定」ハ「追認」デ御座イマス既ニ行ハレタルト云フノヲ既ニ至ルト云フ方ガ良クハナイカト思ヒマス

(清岡) 行ハレルテハナイカ

(渡) 既ニ至ルハ可笑シイ

(栗塚) ソレテハ行ハレタルトシテ置キマシヨウ「申立ル」ハ「援甲スル」デハナイカト思ヒマス

(委員長) 援唱ト利唱トハ違ツテ居ルダロウ

(栗塚) 援甲ト利唱ヲ止メテ申立ルト援甲トニツニ使ヒマシタカラ之ハ援甲デ御座イマス

本條「認定」ヲ「追認」ト改メ「申立」ヲ「援甲」ト改ム

第五百五十三條朗讀ス

第五百五十三條 任意上ノ相殺ハ法律カ法律上ノ相殺ヲ許サル爲メ利益ヲ受クル一方ノ當事者ヨリ之ヲ以テ對抗スルコトヲ得利害ノ關係アル各人ノ承諾ヨリ成ル相殺ハ之ヲ契約上ノモノトス

任意上ノ相殺ハ既往ニ溯ルノ效ヲ有セス

(委員長) 契約上ハ合意上トシナイテモ宜シイカ

(栗塚) 合意上テ御座イマス二項ハ「利害ノ關係アル各人ノ承諾アリタルトキハ相殺ハ合意上ノモノタルコトヲ得」ト致シマス

(村田) 元トノ通りガ宜シイ

(松岡) 法律上ノ制裁ノ行ハレタ場合デモ合意スレハ合意上ノ相殺ト云ヘルソウスルト既往ニ溯リ效ヲ有スルカ

(南部) 合意上ハ認意上ニアル

(松岡) 法律上デ相殺ヲ許サンモノモ合意デ出來ルモノハ無論ダ(栗塚) 其時ハ既往ニ溯ツテ效ヲ生セン

(村田) 合意上デハイケナイ一方カラテナケレハイケナイ

(栗塚) 何時テモ相談ツクテアレハ合意上ノ相殺ト云フト既往ニ溯リ效ヲ有サン

(南部) 二項ニ分ケテ置クト既往ニ溯リ效ヲ有セン

(松岡) 任意上ノ相殺並ニ合意上ノ相殺ハト云ハナケレハナラン

(栗塚) 一ツニ書イテ置ケバ任意上ノ中ニ合意上ノ相殺ガ這入りマシヨウ

(南部) 一所ニスルガ宜シイ

(松岡) 合意ヲ以テ任意ノ相殺ヲ爲スコトヲ得ト書イテアルソウ  
スルト下ヘ入レント文ガ足ラン様ニナル

(横村) 前ノ通りガ宜シイ

(南部) 總テノ場合ニ於テトスルガ宜シイ

(栗塚) 「總テノ場合ニ於テ利害ノ關係アル各人ノ承諾アルトキハ相殺ハ合意上ノモノタリ」ト致シマシヨウカ

(南部) 「モノトス」ガ宜シイ

本條第一項二項ヲ合セ左ノ如ク改ム

任意上ノ相殺ハ法律カ法律上ノ相殺ヲ許サ、ル爲メ利益ヲ受クル一方ノ當事者ヨリ之ヲ對抗スルコトヲ得總テノ場合ニ於

テ利害ノ關係アル各人ノ承諾アルトキハ相殺ハ之ヲ合意上ノモノトス

第五百五十四條朗讀ス

第五百五十四條 裁判上ノ相殺ハ被告カ原告ニ對シ自己ノ利益ノ爲メ債權ヲ認定セシメ又ハ清算セシムルヲ主旨トスル反訴ノ方法ニ依リテ之ヲ得

裁判所ハ場合ニ從ヒ或ハ主タル訴ヲ裁判シ或ハ相殺ヲ行ヒ二箇ノ訴ヲ併セテ裁判スルコトヲ得

裁判上ノ相殺ハ之ヲ以テ對抗シタル日ニ溯リテ效ヲ有ス

(栗塚) 「認定」ハ「追認」トナリマス二項ハ此場合ニ於テ裁判所ハ或ハ先ツ主タル訴ヲ裁判シ或ハ二箇ノ訴ヲ併セテ裁判スルコトヲ得」ト致シマス

(委員長) 相殺ヲ行ヒハ削ルカ



(栗塚) 削リマスソレヲ入レルトモツト入レナケレハナリマセン  
本條第一項「認定」ヲ「追認」ト改メ第二項左ノ如ク改ム  
此場合ニ於テ裁判所ハ或ハ先ツ主タル訴ヲ裁判シ或ハ二個ノ  
訴ヲ併セテ裁判スルコトヲ得

第五百五十五條朗讀ス

第五百五十五條 當事者ノ一方カ他ノ一方ニ對シ法律上又ハ裁  
判上ノ相殺ニ服ス可キ數箇ノ債務ヲ有スルトキハ其債務ヲ相  
殺スルノ順序ハ第四百九十三條ニ掲ケタル辨濟ノ法律上ノ充  
當ノ規定ニ從フ

任意上又ハ契約上ノ相殺ノ充當ハ第四百九十一條及第四百九  
十二條ノ規定又ハ當事者ノ協議ニ從フ

(栗塚) 第一項ハ「相殺ニ服セル」トヤリマシタ

(清岡) 服スヘキカ宜シイ

(南部) 服スヘキト云フト法律上ノ相殺ハ邪磨ニナリマス

(村田) 服スルガ宜シイ

(栗塚) 服スルト致シマス

本條「服スヘキ」ヲ「服スル」ト改ム

于時午後四時閉會

民法財産編再調査案議事筆記 第十三回

自第五百五十六條 至第五百八十四條及ヒ第四百七十一條ノ留保

明治廿一年十月十六日午前第八時三十分開會

(元尾崎) 始ノマシヨウ

第五百五十六條朗讀ス

第五節 混同

第五百五十六條 一箇ノ義務ノ債權者タリ及ヒ債務者タルノ分限カ相續其他ノ名義ニテ一人ニ併合シタルトキハ義務ハ混同ニ因リテ消滅ス

右ノ混同カ從來ノ適法ノ原因ニ由リ解除、銷除又ハ廢罷ヲ受ケタルトキハ義務ハ之ヲ消滅セサリシモノト看做ス

(渡) 「適法」ト云フコトハ宜シイカ

(南部) 適法ノ「原因」ト云フコトハ悪イ  
 (大尾崎) 元ハ同位ノモノトアツタ  
 (清岡) 「義務ハ之ヲ消滅」ト云フ之レナゾハイランテハナイカ  
 (栗塚) 御最モテス  
 (南部) 文例テハナイカ、文例デナケレハ刪テモ宜シイ  
 (渡) ナイ方ガ宜シイ  
 (南部) 五十三條ヲ御覽ナサイ彼レモ文例デアルガ此處モ削ラナケレハナリマセン  
 (渡) 彼レハ相殺ガ主格トナツテ居リマス  
 (村田) 「ハ」ト云フト之ヲト云ハナケレハナリマセン  
 (三島) 何ニテ何ニトスト云ハント何ハ何ニトスト云ヘンカラ文例デアリマスカラ「チ」「ス」ト云ハナケレハナリマセン  
 (松岡) 看做スノハ法律ガ看做スノデアリマス

民再三ノ一三三

(南部) 五十三條ノ「之チ」ヲ削ルナラハ之モ削テ宜シイガアレヲ置クナラ置クガ宜イアレモ削ツテ之モ削ツテハ如何  
 (渡) 其レハ宜シイ  
 (清岡) 上ノ項ニモ義務ハ混同ニ因リテ消滅ストアリマス  
 (南部) 之ハ全ク別論デアリマス  
 (村田) 前ニ幾等モアリマス  
 (三島) 文例デアリマス  
 (渡) 義務ハ義務ヲ消滅スニナルカラオカシイコトハオカシイ  
 (清岡) 先ツ何ウテモ宜カロウ文例トアレハ止ムヲ得マセン  
 (南部) 先キヘ行キマシヨウ

本條ハ原按ニ決ス

第五百五十七條朗讀ス

第五百五十七條 債權者カ連帶債務者ノ一人ニ相續シ又ハ連帶

債務者ノ一人カ債權者ニ相續シタルトキハ連帶債務ハ其一人ノ部分ニ付テノミ消滅ス

混同カ連帶債權者ノ一人ト債務者トノ間ニ行ハレタルトキモ亦其混同ハ債務ノ一分ニ付テノミ成ル

(渡) 後トノ債務者ハ獨リノガ元ヨリ一人ノ債務者デ債權者デ連帶カ

(南部) 左様テス債務者ガ先ツ一人デ二項ハ連帶債權者ノ一人ガ債務者ノ相續シタト云フニナルノテス

(松岡) 一ト口ニ約メルト連帶債務者連帶債權者ノ間ニ混同ガアツテモ一人アツタラ一人分ト云フノテス

(村田) 一項ハ債權者ガ一人二項ハ債務者ガ一人ト云フ丈ケノ違イテス

(委員長) 二項ハ宜イノテスガ債務者ト云フノハ單稱デアアルガ單

民再三ノ一三四

稱ナラ一人テモ宜イガ債務者ガミンナカモ知レン

(栗塚) 混同ガ債權者ノ一人ト債務者トノ間ニ行ナハレテスカ又其混同ハ債務ノ一部分ニトアリマス

(委員長) 債務ノ方ガ一人デ債權者ノ數ノ時カ

(南部) 左様テス

(委員長) 其混同ハ債務ノ一分ニ付テノミ行ハル、トアルノタカラ多人數ノ債權者ガアツテソウシテ債務者カ一人ト云フ時債權者ノ一人丈ケ往ケルガ若シ債務者ガ澤山アツタ時ハ其混同ハ如何

(南部) ソレハ言ツテ御座イマセン

(委員長) 債務者ハ單稱ヤラ復稱ヤラ分カラシ

(南部) 前後ニ依テ分ルノテ連帶債務ガ一人ノ部分ニ付テ、トアリマスカラ債務ガ澤山アツテ債權者ガ一人テ御座イマスカラソウ見マセント分リマセン

(委員長) 前ハ債權者カ一人ト見タラ宜シイカ

(松岡) 一人ノ相續ノ混同ハ大勢ノ債權者ノ内ノ一人カ債權者ノ一人ノ部分ニ付テト云フノデアリマス

(南部) 詰リ一項二項ハ働キ方受ケ方ノ違ヒデアリマス

(渡) 日本テハ單復ハ分ケラレナイ

(松岡) 然シナガラ是等ハ單復ヲ分ケナイテモ宜シイ

(委員長) 債權者ノ多數ニシテモ一人ニシテモ連帶債權者ダカラ一人ヤツタラ總テ其債權カ皆ナ濟ンテシマウト云フトキハ一分トハ云ヘン總体皆ナ果シテ仕舞ウコトカアルカモ知レン

(南部) ソレハ前ノ條ト一所ニナツテ仕舞ヒマス

(委員長) 一人ト一人トノ如ク連帶債權者ダカラ總体ト見ルネ

(栗塚) 總体債權者ト書イテアリマセン

(松岡) アツタナラハデアリマス

(委員長) 連帶モ前ノ條ヲ適用スルノカ

(南部) 左様テス

(委員長) 宜シイ

本條ハ原按ニ決ス

第五百五十八條朗讀ス

第五百五十八條 義務カ性質ニ因ル不可分ナルトキハ債權者ノ一人ト債務者ノ一人トノ間ノ混同ハ他ノ者ニ關シ其義務ヲ全存セシム然レトモ其混同ヲ得タル者ハ第四百六十六條ニ從ヒ一分ノ替償ヲ供シ又ハ受クルニ非サレハ全部ニ付キ訴追シ又ハ訴追セラル、コトヲ得ス

(栗塚) 「一分ノ替償ヲ供シ又ハ受クルニ非サレハ」ヲ「償金ヲ供シ又ハ受取ルニ非サレハ」トナリマス

(村田) 元トハ「他ノミ」ニ關シトアルガ如何

(栗塚) 混同ハ他ノモノニ關シトシマシタガ如何デス  
 (元尾崎) 之デ宜シイ  
 (清岡) 利益又ハ不當ニテト云フハ分リ悪イ  
 (北島) 之デ宜カロウ  
 (清岡) 訴追セラレハ如何  
 (南部) 氣モ付キマシタガニツ併ンテ居ルカラ宜カロウ、「全部ニ付キ訴追スルコトヲ得ス又訴追セラル、コトナシ」デアリマス  
 (栗塚) ソウテス  
 (元尾崎) 混同シテ書クナラ之デ宜イノテス  
 (南部) 所ガ前ニ直ツテ居リマス  
 (西) 「訴追スルコトヲ得ス又訴追セラル、コトナシ」デアリマス  
 (元尾崎) 訴追セラルンコトナシ、ト得ズダ

民再三ノ一三六

(村田) 前ノ五百三十七條へ以テ四百六十條及ヒ五百二十八條ト云フ字ヲ入レタカラスルト入レナケレハナリマセン  
 (栗塚) 我々ガ入レタノテハナイ起案者ガ入レタノテアリマス  
 (村田) 起案者ガ入レルナラ此所へモ入レナケレハナリマセン  
 (清岡) 此所ハ宜シイ  
 (委員長) ソレテハ先キへ往キマシヨウ  
 本條ハ「替償」ヲ「償金」トシ「テ供シ又ハ受取ルニ非サレハ全部ニ付訴追スルコトヲ得ス又ハ訴追セラル、コトナシ」ト改メ其他原案ニ決ス  
 第五百五十九條朗讀ス  
 第五百五十九條 一人カ二人ノ連帶債權者又ハ二人ノ連帶債權者ノ分限ヲ併合シタルトキハ權利又ハ義務ノ消滅ナシ其身ニ就キ併合ノ成リタルモノハ債權者ノ利益ニ從ヒ或ハ自己ノ名

チ以テ或ハ己レカ相續シタル者ノ名及ヒ權利ヲ以テ全部ニ付  
キ訴追シ又ハ訴追セラル、コトヲ得

働方又ハ受方ニテ不可分ナル義務ニ付テモ亦同シ

(栗塚) 此所ハ「一人ガ」ヲ削ツテ「二人ノ連帶債權者又ハ二人  
ノ連帶債務者ノ分限ガ一人ニ併合シタルトキ」トシマシタ

(渡) 其方ガ宜シイ

(栗塚) 其レカラ「債權者ノ利益ニ從ヒ或ハ自己ノ名ヲ以テ」ト  
アル「債權者ノ利益ニ從ヒ」ヲ削リマシテ「或ハ自己ノ名或ハ自  
己ノ相續シタル名ニテトシマシタ、ヲ以テト及ヒ權利ヲ以テト云  
フノヲ削リマシタ其レカラ訴追シ又ハ訴追セラル、コトアリト致  
シマシタ

(南部) 訴追スルコトヲ得又ハ訴追セラル、コトアリテス

(元尾崎) 舊案ノ方ガ宜シイ

(委員長) 訴追シ訴追スルコトアリ、ハドウカ

(松岡) 上ハ「得ス」「ナシ」ガ宜シイ此所ハ訴追シ又ハ訴追ヲ  
受クルコトヲ得デス

(栗塚) 訴追スルコトヲ得ニナスツテハ如何

(横村) 宜カロウ

(渡) 其レテ宜シイ

(南部) 債權者ノ利益ト云フノヲ削ルノハドウ云フモノカ何方モ  
債權者ノ利益テス

(栗塚) 然シ云フニ及ハンコトテス

(南部) 削ル理由ハアリマセン

(栗塚) アツテモナクツテモ同ジテス

(松岡) 自己ノ名ヲ以テ併合シタル人テス

(南部) 然シ債權者ノ利益ニ從ツテ自己ノ名ヲ以テスルカアリ又

己レノ名ヲ以テスルノテアリマス

(栗塚) 裏表デ見セルノハ五月蠅カラ寧ロ削タ方ガ宜シイ

(元尾崎) 「債權者ノ利益ニ從ヒ」ハ削ル方ガ宜シイ

(渡) 削ルガ宜シイ

(松岡) 削ル方ガ宜シイ

(委員長) 削ル程ノ妙モナシ又削ランデオカシイコトモナイ

(元尾崎) 置イテ置クト迷イチ生ジマス

(委員長) 何方デモ宜シイ

(清岡) 有ル方カ宜カロウト思ヒマス

(松岡) 私モアル方カ宜カロウト思ヒマス

(村田) ナクツテモ宜カロウ

(栗塚) ソレデハ置キマスカ

(榎村) 削ル可シ

(大尾崎) 削ルガ宜シイ

(北島) 削ルガ宜シイ

(西) アツテモナクテモ間違ヒハナイ私ハ削ル方ニ致シマシヨウ

本條ハ第一項左ノ如ク修正ス第二項ハ原案ニ決ス

二人ノ連帶債權者又ハ二人ノ連帶債務者ノ分限カ一人ニ併合シタルトキハ權利又ハ義務ノ消滅ナシ其身ニ付併合ノ成リタルモノハ或ハ自己ノ名義ハ自己ノ相續シタルモノ、名ニテ全部ニ付訴追スルコトヲ得又ハ訴追セラル、コトアリ

第五百六十條朗讀ス

第五百六十條 保證人カ債權者ニ相續シ又ハ債權者カ保證人ニ

相續シタルトキハ保證ハ其附從ノモノト共ニ消滅ス

債務者カ保證人ニ相續シ又ハ保證人カ債務者ニ相續シタルト

キハ債權者ハ主タル債務者、共同保證人若クハ保證人ノ擔保



人ニ對シ及ヒ保證ニ附着シタル動産質若クハ抵當ニ付其權利ニ變更ヲ受クルコト無シ

(栗塚) 「附隨ノ權利ト共ニ消滅ス」ハ「附從ノモノト共ニ消滅ス」ト改メマシタ

(委員長) 宜カロウ

本條ハ「附隨ノ權利ト共ニ消滅ス」ヲ「附從ノモノト共ニ消滅ス」ト改メ其他原案ニ決ス

第五百六十一條朗讀ス

第六節 履行ノ不能

第五百六十一條 義務カ特定物ノ引渡ヲ目的トシタル場合ニ於テ其目的物カ債務者ノ過失ナク且遲滯ニ在ル前ニ滅失シ紛失シ又ハ不融通物ト爲リタルトキハ其義務ハ履行ノ不能ニ因リテ消滅ス若シ義務カ數箇ノ特定物中ノ若干ヲ目的トシタル場

合ニ於テ其一箇ノ引渡モ不能ト爲リタルトキハ亦同シ

作爲又ハ不作爲ノ義務ハ其履行カ右ト同シ條件ヲ以テ不能ト爲リタルトキハ消滅ス

(栗塚) 不融通物ト爲リタル時ハ其義務ハ消滅スデ宜シイ履行ノ不能ニ因リテト云フコトハ有リソウモ御座イマセン

(委員長) アツテモ宜カロウ

(栗塚) 分ランノテス

(南部) 此所計リ入レルノハオカシイ

(村田) 之ハ原文ニモナイノテス

(南部) 入レルト二項ニモ入レナケレハナリマセン

(清岡) 履行ノ不能ト入レタハ此條ニ一トツモナイカラデシヨウ

(松岡) 清岡サンハ前ニ通役スルコトヲ得サルモノトナリタルト云フ字ヲ不能ト書イタ詰リデアリマシヨウ

(清岡) ナンデ消滅スルカ分ラン只消滅ス丈ケデハ分リマセン履行ノ不能ニ因テ消滅スル場合ヲ云フノテアリマシヨウ

(南部) 二項モソウテアリマス

(清岡) 二項ハ履行ノ不能ト云ツタラ下ハ略シタ意味デ宜シイ

(栗塚) 紛失シ又ハ不融通物トナリテ履行ノ不能トナリタルトキハト云フノデアリマス

(清岡) 表題ノ履行ノ不能ト云フカラデアリマス其ヲ削ルト何ンデ消滅スルカ分リマセン

(栗塚) 左様ナラ義務カ特定物ノ引渡ヲ目的トシタル場合ニ於テ其債務者ノ過失ナリ又不融通物ト爲リタルトキハ義務ノ履行ハ不能トナリ不能ト爲リタルトキハ義務消滅ト云ハナケレハナリマセン

(清岡) ソウ書イテモ宜カロウ

(村田) 消滅ト云フ字ハ即チ不能ト云フ字ヲ含ンデ居ルノテアリマス

(栗塚) 左様デス

(南部) 消滅紛失シタラ即チ義務ノ履行ノ不能ニ因テ消滅デアリマス履行ノ不能ト云フ字ガ何處カラ出ルカ出處ガアリマセン

(横村) アツテ宜シイ

(清岡) 只消滅テハ往ケマセン

(三島) 題文ニ因テ入レタノテアリマス

(清岡) 消滅ハ何ニカト云フニ不能ダカラト云フノテアリマシヨウ

(委員長) 不融通物トナリテ履行シ能ハサルトキ其義務ハナイト云フコトデアリマシヨウ

(栗塚) 左様デス



(松岡) ソレナラハ宜シイ履行スルコトヲ得スダロウ

(村田) 不融通物トナリテ履行シ能フモノガアロウカト云フト理窟ガ出マス

(松岡) 履行ノ不能ト云フトドウ云フモノカト云フト焼ケタトカ  
ナクナツタトカデ履行ガ出來ン其處デ義務消滅スルト云フ即チ履  
行ノ不能ト云フ字ヲドウカシナケレハナリマセン

(清岡) 履行ノ不能ト云フ字ヲ削ルト只消滅デハイケマセン

(松岡) 註釋スルト矢張り一ツハー一ツナリト云フコトデ不能ハ不  
能ナリト云フノト元々デアリマス

(村田) 之ハ消滅ノ内ニ不能ガ遺入ツテ居ルノテアリマス

(三島) ソレテハ履行シ能ハサルニ因リ消滅トシテモ宜シイ

(清岡) ソウスルト村田サンノ説見タヨウニナリマス

(村田) 少シ違イマス

(大尾崎) 之デ宜シイ

(元尾崎) 一箇ノ引渡モ不能トナリタルトキ又同シト云フノハド  
ウ云フモノカ

(村田) 書キ様ガ悪イノテス

(渡) 之デ宜シイ

(松岡) 不融通物トナリテ履行シ能フモノガアロウカナゾハ空論  
デアリマス

(南部) 不融通物トナリテ履行シ能ハサリシトキハ其義務ハ消滅  
スデ宜シイ

(三島) 修正シタイハ其意デ御座イマスカ入レ様ガ悪ルイカラ議  
論ガ起ツタカラ松岡サンノ言フ様ニシテ不融通物トナリ履行シ能  
ハサルトキ其義務ハ消滅ストヤツテ宜シイ

(渡) 之デ宜シイ

(元尾崎) 原案デ宜シイ

(栗塚) ソレカラ特定物ト云フ字ハナイカラ「特定物」ハ「定マ  
リタル物ノ中ノ若干チ」トシテ置キマス

(元尾崎) 全部ノ引渡トシテハドウカ、土藏ノ中ノ米百俵ノ内五  
十俵ヤルト云フトコロガ焼ケテ壹俵モナクナツタカラ義務ハ免カ  
ル、ガ若シ五俵アツタラドウカ五俵渡サナケレバナランソレハ困  
ルノテス

(大尾崎) 全部ノ中壹箇モ引渡セント云フノダロウ即チ消滅ト云  
フノデアリマシヨウ

(栗塚) 左様デス

(元尾崎) 一箇モ引渡スコトモ出来ン様ニナツタラト云フト十俵  
残ツテモ十俵ヤラナケレバナリマセン

(栗塚) 其レハヤラナケレハナリマセン

(元尾崎) 全部デ良イダロウ

(栗塚) 五十俵渡ソウガ焼ケテ二十五俵残ツテ居ルト全部トシテ  
ハ五十俵渡セン然シ二十五俵ハ渡サナケレハナリマセン

(元尾崎) 若干ト云ツテモ皆ンナ無クナツタラ即チ全部デアリマ  
シヨウ

(栗塚) 全部引渡ハ不能ダカ一部引渡ハ能ダカラ其時ハ消滅シナ  
イ

(村田) 詰リ同ジテ幾□テモ争ヒハシナイノデアリマス

(栗塚) 一部ノ引渡モ出来ント云フノトハ違ヒマス

(松岡) 百俵アル内十俵渡サナケレハナラント云フガ十俵ヤロウ  
トシテモヤレンノデアリマス

(栗塚) 一箇チモ引渡スコト能ハサルトキトヤリマスカ

(大尾崎) ソレナラ分ル



(村田) ソレハ同シテス

(松岡) 「ボアソナード」ノ註解ニハ例ヘハ米百俵ト書イタ藏ノ中ノ十俵渡ス約束デ此場合ニ全部焼ケタラ義務ハ免カレルケレトモ十俵アレバ之ハ渡サナケレハナラントアリマス

(渡) 歸着スルトコロハ同ジデアリマス

(元尾崎) 全部ガ宜シイ

(松岡) 元ノ約束ガ違フカラ全部ハイケマセン

(元尾崎) 一箇ノ引渡モ出來ト云フ一箇ハ出來ンガ二三俵ハ出來ルト云フニナリマス

(栗塚) 一箇ヲモト言ハナケレハナリマセン

(村田) 元トハ何レノ引渡ヲモトアルカラ元トノ儘ガ宜シイ

(栗塚) 其レハ宜シイ

(大尾崎) 其レハ宜シイ

(渡) 何レノ物ヲモ引渡ハ分リマセン

(清岡) 數箇ノ内若干カ渡サウト云ツタラ數箇ノ内若干焼ケテモ數箇ダカラ残ツテ居ル残ツタモノヲ引渡サナケレハナラン然シナガラ其レモ一箇モ引渡センノタカラ此方ガ宜シイ

(委員長) 之デ宜カロウ

本條ハ「特定物中」ヲ「定マリタル物ノ中」ト改メ其他原案ニ決ス

第五百六十二條朗讀ス

第五百六十二條 債務者カ意外ノ事又ハ不可抗ノ力ニ因ル損失ヲ擔任シ若クハ第三百五十六條及ヒ第四百四條ニ從ヒテ遲滯

ニ在ルトキハ其債務者ハ前條ノ原因アルモ其義務ハ消滅セス

犯罪ニ因リ他人ニ屬スル金錢其他ノ有價物ヲ返還スルノ責ニ任スルモノモ亦之ニ準ス

末項ヲ本文ノ如ク修正シテ第四百四條第

二項ニ加フル  
ノ建議

(栗塚) 末項ハ删除デアリマス其レカラ「損失」ヲ「危害」ト改  
メマシタ

(松岡) 危険ガ宜シイダロウ

(栗塚) 危険トソウシテ暴行ノトコロテ皆ナサン災害ヲ使ヒマシ  
タロウ、強暴ノトコロテ災害ト云フ字ト危険ト二ツアルカラ其レ  
ヲ損失ト云フ字ニシタノデアリマスガ之ヲ改メ災害トシテ宜シイ  
ダロウ

(松岡) 商法ニモ危険トアルカラドウカ

(栗塚) 只字カ二ツアルカラ危険及ヒ災害ト云フノハ長イカラ危  
害トシヨウト云フノデアリマス

(松岡) 損失ト云フハ危険ガ宜シイ

(委員長) 兩方含蓄スル字ヲ以テスレバ宜シイガソウテナケレハ  
二ツ書クカ宜イダロウ

民再三ノ一四四

(栗塚) 危険及ヒ災害ト書ケハデアリマス

(委員長) 危険及ヒ災害トシテ宜シイダロウ

(元尾崎) 危険及ヒ損失トヤリマスカ

(松岡) 危害トスル位ナラ危険テ宜シイ

(清岡) 危険ト災害トアルカラ併セテ危害ト云フノタカラ宜カ  
ロウ

(渡) 危害ハ宜ウ御座イマシヨウ

(栗塚) 危険及ヒ災害トヤリマスカ

(村田) ソレハ宜シイ

(栗塚) 終リノ、「前條ノ原因アルモ其義務ハ消滅セス」ハ前條  
ノ原因ニ由ルモ其義務ヲ免カレス」ガ宜シイト思ヒマス

(村田) 其方ガ宜シイ

(清岡) 債務者ハ原因ガアツテモ其義務ハ消滅ス

日本學術振興會

(元尾崎) 前條ノ原因ガアツテモ

(栗塚) ダカラシテ元トノ通りニシテ其債務者ハ其理由ニ依リ其義務ハ免カレスデアリマス

(委員長) 宜カロウ

本條ハ債務ガ意外ノ事又ハ不可效ノ力ニ因ル危險及ヒ災害ヲ擔任シ若クハ第三百五十六條及ヒ第四百四條ニ從ヒテ遲滯ニ在ルトキハ其債務者ハ前條ノ原因ニ由ルモ其義務ヲ免カレス」トシ第二項ハ削除ニ決ス

第五百六十三條朗讀ス

第五百六十三條 債務者ハ自己ノ申立ツル意外ノ事又ハ不可抗ノ力ヲ證明スルノ責ニ任ス

債務者カ第三百五十五條第二項ニ依リ其義務ヲ免カル爲メ其物カ債權者ノ方ニ在リト雖モ亦滅失ス可キコトヲ申立ツルト

キハ其證據ヲ舉クルコトヲ要ス

(渡) 前ノ案ニハ此二箇ノ主義ニ依リ修正スルト私ノニ記シテアリマス

(委員長) 起草者ニ聞イタラ三百五十五條ノ方ヲ代ヘ様ト云フノデアリマス

(栗塚) 三百五十五條ノ二項ヲ修正シタノデアリマス

(清岡) 債權者ノ方ニ在リト雖モト云フ字ハ斯ウ云フトコロニ使ツテ宜シイカ

(三島) 宜シイテシヨウアツテモト云フノテス

(元尾崎) 三百五十五條ヲ引ク要ハナイ様デアリマス違フコトデアリマシヨウ

(松岡) 三百五十五條ノ二項ハ要約者ガ遲滯ニ附セラレタヲ認明シナケレハナラン今一ツハ引渡シタルニ於テハ私ノ方ヘ來テ居ツ

タカラ別シテ損ハナカツタト云フコトガ權利者ノ方ニアル受取ル方ノ人間ガ私ノ方ガ早く往ケバ損シナカツタト云フ證據ヲ舉ケナケレハナラン此處ハ其裏ニナルノテアリマシヨウ

(元尾崎) 此所ハ違ウ

(松岡) 遲滯ニ附セラレテ在ルナラ舉證ノ責ガ違ウト云フ論ヲシタヨウニ思フ

(委員長) コウ云フコトカ書イテアリマス三百五十五條ノ二項ハ反對ナルニ付キ起草者ニ質問シタ所ガ三百五十五條ヲ改正ス可キ、ト申シタリ、トアル

(松岡) 三百五十五條ノ二項ハ修正ヲ爲ス、然レハ此項ハ不可ナリト私ノニアリマス

(委員長) 一方ガ舉證シナケレハナラン其場合ヲ云フノテス

(栗塚) 前ノテハ、然レトモ損失ガ諾約者ニ歸シ若シ引渡スコト

ノ遲滯ニ在ルナラハ損失又ハ毀損ハ諾約者ノ責ニ歸ス、トアル但同シ毀損又ハ損失カ撞着シタナラハ此限ニ在ラステス

(元尾崎) 後デ直シテ貰ヒマシヨウ

(栗塚) 三百五十五條ノ二項ヲ改メテ參リマシヨウ

(松岡) 彼所ヲ直セハ此所ハ之テ良シイ

(渡) 之ハ良シイ

本條ハ原案ニ決ス

第五百六十四條朗讀ス

第五百六十四條 債務者カ履行ノ不能ニ因リテ義務ヲ免カレタルトキハ其債務者ハ己レノ受ク可キ對價ニ付テハ其履行ノ爲メ既ニ出捐シタル限度ニ於テノミ權利ヲ有ス

(元尾崎) 宜シイ

(南部) 良シイ先ヘヤリマシヨウ



本條ハ原案ニ決ス

第五百六十五條朗讀ス

第五百六十五條 物ノ全部又ハ一分ノ滅失ノ場合ニ於テ債務者  
カ其滅失ノ爲メ第三者ニ對シ或ル報復訴權ヲ有スルトキハ債  
權者ハ殘餘ノ物ヲ要求シ且右ノ訴權ヲ行フコトヲ得

(栗塚) 「其滅失ノ爲メ」ハ「其滅失ヨリ」ト改メマス

(村田) 全部ノコトハナイ方ガ良シイ、佛蘭西ニハドウカ

(栗塚) アリマス

(元尾崎) 全部滅失シタトキ殘リノモノヲ要求ト云フコトハ出來  
ンネ

(南部) 報復訴權ト云フノガアリマス

(栗塚) 右ノ訴權ハ一旦此訴權ヲ行フコトヲテアリマス報復訴權  
ト云フハ、損害ヲ取ルコトテスネ

民再三ノ一四七

(元尾崎) 求償訴權トヤツテハドウカ

(三島) 仇打ニ當ルト云フノテ報復トシタノテス

(南部) 報復訴權ト云フハ音ガ悪イネ

(大尾崎) 矢張損害賠償ダネ

(南部) 元トノ通り「補償」カ良シイ

(栗塚) 「レバレーショオン」ト云フ字デ毀ハレタ物ヲ修覆スル  
ト云フ字テス

(南部) 「補償」トシテ良シイ

(清岡) 「補償」テ良シイ

(松岡) 補償ト云フト主タルモノガアルヨウニ見ヘルネ

(南部) 補ヒ償フノテス

(栗塚) 三百三十三條三項ノ、然レトモ當事者ノ一方ヘ其報復ノ  
名義ニテ合意ノ取消ヲ求ムトアリマス

(委員長) 皆補償ニスルカ

(松岡) 補償ト云フト小サ過キルネ

(栗塚) 名譽ヲ元トノ通りニシテト云フコトダ

(三島) 回復ガ當ルト言タガ、惡イト云フカラ斯ウナツタノテス

(南部) 報スルト云フハ困ルネ

(栗塚) 報スルハ困ルガ商法ニ補償ト使テアリマスカラ補償ガ宜

シイテシヨウ

(清岡) 宜カロウ

(栗塚) 三百三十三條ノ二項ハ補償ノ名義ト改メ此所ニ補償訴權

トシテハ如何

(元尾崎) 宜シイ先ヘヤリマシヨウ

本條ハ左ノ如ク改ム

第五百六十五條 物ノ全部又ハ一分ノ滅失ノ場合ニ於テ其滅

失ヨリ第三者ニ對シ或ル補償訴權ノ生スルトキハ債權者ハ殘  
餘ノ物ヲ要求シ且此訴權ヲ行フコトヲ得

第五百六十六條朗讀ス

第七節 銷除

第五百六十六條 能力ナキ人、錯誤ニ因リテ承諾ヲ與ヘタル人  
又ハ他ノ一方ノ強暴若クハ詭譎ニ因リテ承諾ヲ獲ラレタル人  
ノ約束シタル義務ハ五ヶ年ノ間ハ或ハ其人又ハ其代人ノ請求  
ニ因リ或ハ履行ノ訴ニ對スル排斥ニ因リ裁判上之ヲ銷除スル  
コトヲ得

右ノ期間ハ欠損ニ付テノ銷除訴權ヲ行フ爲メ又ハ欠損ノ排斥  
ヲ申立ツル爲メ之ヲ成年者ニ許與ス但法律カ此訴權又ハ排斥  
ニ付キ特ニ其期間ヲ短縮シタル場合ハ此限ニ在ラス

(栗塚) 本條ハ修正シタガ「能力ナキ人錯誤ニ因ル承諾ヲ與ヘタ

ル人云々」ヲ「無能力者又ハ錯誤強暴若クハ詭譎ニ因リテ承諾ヲ與ヘタル人」トヤリマシタ、ソレカラ「履行ノ訴ニ對スル排斥ニ因リ」ハ「履行ノ訴ニ對シ此等ノ者ヨリ申立タル無効ノ抗辯ニ因リ裁判上之ヲ銷除スルコトヲ得」ト致シマシタ

(委員長) 前ノ錯誤強暴ヲ一所ニスルト混淆シハセンカ

(栗塚) 強暴ハ向ウカラヤツテ、騙マサレテ承諾ヲ與ヘタノテ差支ナイ

支ナイ

(委員長) 錯誤ハ此方、強暴ハ向ウタカラ一所ニ書クト此方テ強暴シテ與ヘルヨウニ見ハセンカ

(元尾崎) 併シ分ルヨウテス

(栗塚) 錯誤ニ因テ承諾ヲ與ヘ又他ノ一方ノ強暴ニ因テ承諾ヲ與ヘタ人若クハ詭譎ニ因テ承諾ヲ騙取セラレタ人三ツチ書キ分ケタ

ノデアリマス

ノデアリマス

(南部) 因リト云フ字ガアルカラ間違ハナイダロウ

(委員長) 錯誤又ハ他ノ一方ノ強暴詭譎ニ因リトシテハドウカ

(松岡) 因リト云フハ何所カラカ

(清岡) 自分カ強暴者

(栗塚) 斯ウシテハドウカ「無能力又ハ錯誤ニ因リ若クハ他ノ一方ノ強暴詭譎ニ依リ承諾ヲ與ヘタル人トヤツテハ如何

(委員長) 其レハ宜シイ

(大尾崎) 其レナレハ宜シイ

(清岡) 無能力者又ハ錯誤ニ因リハオカシイ

(栗塚) ソレデハ寧ロ無能力者ト云フノチ後トヘ出シマスカ

(南部) ソレハ善クナイ

(横村) 無能力者又ハ錯誤ニ因リテ宜カロウ

(栗塚) 無能力者ニ約束シタル義務及ヒカ

(南部) 元トハソウ譯シタガ長イカラソウ直シタノテアリマス  
 (清岡) 修正通りテ宜シイ  
 (栗塚) 無能力者又ハ錯誤ニ因リ宜シイデシヨウ  
 (委員長) 宜シイ二項ノ排斥ハドウカ  
 (栗塚) 皆ナ抗辨トシタガ訴訟法ト相談スルマデ受ケ置キデ御座  
 イマス  
 (村田) 訴訟法ハ皆ナ抗辨トナツテ居リマス  
 (元尾崎) 強暴ト云フノハ不可抗力ハ籠テ居リマセンカ  
 (南部) 籠テ居リマス  
 (元尾崎) 強暴ニ天災カ遁入ルト他ノ一方トハ言ヘン矢張り報告  
 委員ノ修正シタ通りナラ兩方分ツテ宜シイ  
 (委員長) 天災ハ承諾チ與ヘ様ハアリマセン  
 (元尾崎) アリマセン

(松岡) 他ノ一方ハ除ケル方ガ宜シイ  
 (南部) 他ノ一方ト云フノハ宜クナイ  
 (委員長) 強暴丈ケハソウダロウカ詭譎ノ時ハ他ノ一方ニ違ヒナ  
 イ  
 (元尾崎) 他ノ一方ハ言ハン方ガ宜シイ  
 (委員長) ソンナ文書ハ穩カテナイ  
 (三島) 天災ガアルカラ論モ起リマシタガ暴害ト云フ字ガ入レタ  
 ガ  
 (松岡) 良イ之ハ練テ下サイ  
 (三島) 笑作サントモ相談致シマシヨウ  
 (清岡) ナロウコトナラ強暴デ置キタイ  
 (村田) 他ノ一方ハ刪ロウテハナイカ  
 (栗塚) 他ノ一方ト云フコトガナケレハ分ラント云フ方カラ云フ

ト獲セラレトカ何ントカ分ラント云フノテアリマス

(委員長) 錯誤ニ因テ與ヘハ善イカ詭譎ニ因テ與ヘ様ハナイ

(元尾崎) 錯誤強暴ニ因リ若クハ他ノ強暴ニ因ルトヤルカ

(委員長) ソレナレハ宜シイ

(榎村) 「能力ナキ人」ヲ「無能力者」又ハトシテ後トハ紫字ノ通ニシテ置キマシテハ如何

(委員長) 無能力者又ハ錯誤ニ因リ若クハ強暴又ハ詭譎モオカシイ

(清岡) 無能力者又ハ錯誤ニ因リ承諾ヲ與ヘラレタ人又ハ、カ良シイ

(栗塚) 良シイ

(元尾崎) 元トノ通りテス

(大尾崎) 良カロウ

(村田) 他ノ一方、ト云フヲ刪リ跡ハ紫字ノ通りテス

(北畠) 良カロウ

(委員長) 先ヘヤリマシヨウ

本條ハ左ノ如ク修正ス

第五百六十六條 無能力者又ハ錯誤ニ因リテ承諾ヲ與ヘタル人又ハ強暴若クハ詭譎ニ因リテ承諾ヲ獲ラタル人ノ約束シタル義務ハ五ヶ年ノ間ハ或ハ其人又ハ其代人ノ請求ニ因リ或ハ履行ノ訴ニ對シ此等ノ者ヨリ申立タル無効ノ抗辯ニ因リ裁判上之ヲ銷除スルコトヲ得トシ第二項ハ原案ニ決シ「排斥」ノ二字ハ訴訟法組合ト協議スルコトニ決ス

第五百六十七條朗讀ス

第五百六十七條 右時効ノ期間ハ強暴ニ付テハ其強暴ノ止ムマテ錯誤ニ付テハ其錯誤ヲ覺知スルマテ詭譎ニ付テハ其詭譎ヲ

發見スルマテ無能力ニ付テハ其無能力ノ止ムマテ之ヲ停止ス  
然レトモ瘋癲者又ハ喪神ニ因ル禁治産者ノ契約ニ付テハ此時  
效ハ其者カ能力ヲ復シタル後其承諾シタル契約ノ要旨ノ通知  
ヲ受ケ又ハ其契約ヲ了知シタル時ヨリ經過ヲ始ム  
法律上治産ヲ禁セラレタル處刑人ニ付テハ銷除ノ訴權及ヒ排  
斥ハ自他ノ爲メ其刑期滿了後ニ非サレハ时效ニ罹ラス  
成年者ノ欠損ノ場合ニ於テハ时效ハ契約ノ時ヨリ經過ヲ始ム  
此他免責时效ノ停止及ヒ中斷ノ通常ノ原因ニ關スル規定ハ此  
時ニ之ヲ適用ス

(三島) 「喪神」ハ「喪心」ノ方カ良シイ

(南部) 其方カ良シイ

(栗塚) 「喪神」デシヨウ

(渡) 「喪神」ノ方デシヨウ

民再三ノ一五二

(清岡) 精神ノトキハ「神」ダガ此「心」デナケレバナラン

(栗塚) 心ヲ喪フト云フコトハドウカ

(元尾崎) 心ト此間直シタカラ良シイダラウ

本條ハ「喪神」ヲ「喪心」ト改メ其他原案ニ決ス

第五百六十八條朗讀ス

第五百六十八條 銷除訴權ヲ有セル人カ前條ノ期間ノ滿了前ニ  
死亡シタルトキハ訴權ハ其相續人ニ移轉ス

右ノ場合ニ於テ期間カ死亡者ニ對シ未タ經過ヲ始メサリシト  
キハ相續人ノ訴權ハ其相續權ノ發開ノ時ヨリ时效ニ罹リ既ニ  
經過ヲ始メタルトキハ其殘期ヲ以テ时效ニ罹ル

(元尾崎) 良シイ

(委員長) 往キマシヨウ

本條ハ原案ニ決ス

第五百六十九條朗讀ス

第五百六十九條 未成年者又ハ禁治産者ノ財産ニ關シ後見人ノ爲シタル契約及ヒ行爲ハ無能力者ノ利益ノ爲メ法律ノ定メタル方式及ヒ條件ヲ遵守セサリシトキハ之ヲ銷除スルコトヲ得ル未成年者ノ行爲ニ付テハ之ニ要スル方式ナキトキ浪費者ノ行爲ニ付テハ裁判上ノ輔佐人ノ輔佐ナキトキ及ヒ禁治産者ノ行爲ニ付テハ何等ノ場合ヲ問ハス亦其行爲ヲ銷除スルコトヲ得ル右規定ハ此他ノ原因ニ由リ有能力者ノ爲メニ許與セル銷除ノ訴權ヲ妨ケス

(栗塚) 「輔佐人」ト云フノハ翻譯局へ相談シテ居リマス

(委員長) 良シイ

本條ハ原案ニ決ス

第五百七十條朗讀ス

民再三ノ一五三

第五百七十條 未成年者一人ニテ特別ナル方式又ハ條件ノ必要ナキ契約又ハ行爲ヲ承諾シタルトキハ銷除訴權ハ其未成年者ノ爲メ金錢ヲ以テ見積ルコトヲ得ヘキ欠損アルトキニ非サレハ之ヲ受理セス

法律カ保管人ノ輔佐ノミヲ要シタルトキ其輔佐ナクシテ既脱後見ノ未成年者ノ爲シタル右ト同一ナル性質ノ行爲ハ欠損ニ因ルニ非サレハ之ヲ攻撃スルコトヲ得ス  
欠損ハ行爲ノ時ニ於テ之ヲ見積リ其偶然ノ事件ヨリ生スルモノハ之ヲ算入セス

(栗塚) 「金錢ヲ以テ見積ルコトヲ得ヘキ」ト云フ丈ケハ刪リマス

(松岡) ナイ方カ宜シイ

(栗塚) ソレカラ二項ハ「行爲」ノ下「モ亦」ノ二字カ道入リマ

ス

本條ハ第一項「金錢ヲ以テ見積ルコトヲ得ヘキ」ヲ刪リ第二項「行爲」ノ下ヘ「モ亦」ノ二字ヲ加ヘ其他原案ニ決ス

第五百七十一條朗讀ス

第五百七十一條 未成年者カ成年ナリトノ陳述ノミニテハ其無能力又ハ欠損ニ因ル訴權ヲ妨ケス但其成年タルコトヲ信セシムル爲メ詐術ヲ用キタルトキハ此限ニ在ラス此他ノ無能力者ノ虛偽ノ陳述ニ付テモ亦同シ

(栗塚) 之ハ原書ト議決案ト較フルト違テ居ルヨウダガスウ云フコトタカラ、矢張り未成年者ノ爲シタルト云フ字ヲ入レル、未成年者カ、チ爲シタル成年タリトノ陳述ノミテハ、トヤル

(元尾崎) 陳述シタルニ於テハ、ダナ

(松岡) 成年ナリトノ陳述ノミテハ、トヤツテモ良シイ

(栗塚) 欠損チ原因トシテ返還チ求ムル訴權デアリマス

(松岡) 分ルニハ銷除訴權ヲ妨ケス、ガ良シイ

(栗塚) コレテモ良シイカ、返還チ求ムル訴權ヲ妨ケス、デアリマス

(松岡) 物品チ元トヘ戻スハ違ヒハセンカ

(栗塚) 違ヒマセン、物品デアツタラ物品ガ戻ルシ契約デアレハ契約ガ元トヘ戻ルノデアリマス

(松岡) 返還トナルト事柄テナイ物品ニナルカ

(元尾崎) 原因トシテ回復ダネ

(栗塚) 所有權回復ト云フ字ガアリマスカラ

(元尾崎) ヤツテモ良シイ

(栗塚) 欠損ニ因リ銷除訴權チ行フコトヲ妨ケスカ或ハ此儘デ置クカデアリマス



(元尾崎) 銷除訴權ヲ妨ケステ良シイタロウ  
(委員長) 銷除訴權ヲ妨ケステ良シイタロウ

本條ハ「未成年者カ成年ナリト陳述シタルノミニテハ其無能力又ハ欠損ニ因ル銷除ノ訴權ヲ妨ケス但往々」ト改メ其他原案ニ決ス

第五百七十二條朗讀ス

第五百七十二條 商業又ハ工業ヲ營ムノ許可ヲ得タル既脱後見ノ未成年者ハ其營業ニ關スル行爲ニ付テハ之ヲ成年者ト看做ス

(栗塚) 何ノ理由ナキ云々、ハ商法ノ十二條ト抵觸スルカラ刪ルト云フノテ、商法テハ構ハント云フノテス

(元尾崎) 良シイ  
本條ハ原案ニ決ス

第五百七十三條朗讀ス

第五百七十三條 婦ノ行爲及ヒ義務ハ配偶者ノ相互ノ權利及ヒ本分ニ關シ本法ニ定メタル場合ニ非サレハ婦又ハ夫ノ請求ニ因リテ之ヲ銷除スルコトヲ得ス

(元尾崎) 意味ハ分ランネ「婦ノ行爲及ヒ義務」ハ分ラン

(南部) 別ニ定メテアルト云フノテス

(松岡) 婦ノ契約ヲ夫カラ刪ルノカ、定ムルト云フノタカラ良シイ婦ノ他人トシタコトヲ夫カ取消スカ

(委員長) 良シイ

本條ハ原案ニ決ス

第五百七十四條朗讀ス

第五百七十四條 承諾ノ瑕疵又ハ欠損ニ因リ行爲ノ銷除ヲ得タル成年者ハ其行爲ニ因リテ既ニ受取リタル總テノ物ヲ返還ス

ルノ責ニ任ス

無能力者ハ銷除ヲ得タル行爲ニ因リテ仍ホ現ニ已レテ利スル物ノミヲ返還スルノ責ニ任ス

右返還ヲ要求スル訴權ハ通常ノ時効ニ因ルニ非サレハ消滅セ

（委員長） 行爲又ハ約務、トアリマシタネ

（栗塚） 左様「アリト」ノ中へ這入リマス

（松岡） 若クハ義務ヲ入レヨウ

（栗塚） 即チ義務デスネ

（南部） 及ヒダ

（委員長） 婦ノ行爲即チ義務、カ

（松岡） 寧ロ前ノヲ刪テハドウカ

（栗塚） 前ノ「婦ノ行爲ハ」トシマシヨウ行爲ト云フ中ニ義務ノ

民再三ノ一五六

這入ツタモノモアルシ這入ラン所モアリマスカラ

（村田） 前ノ「及ヒ義務」ハ刪テ良シイ

（南部） 七十三條義務丈ケハ置キマシヨウ

（栗塚） 未成年者ハ皆行爲テスネ

（委員長） 行爲ト義務ト區別シテ、時トシテ書キ時トシテ書カント云フト主意ガ立タンネ

（村田） 行爲ノ義務ト云フノハ些ト違ウ

（委員長） 婦タカラ成年者テモ違ヒハナイ

（南部） 人事編ヲ見テドウスルカ未タ議場ニ登リマセンカラ

（村田） 權利義務ハ精ハシク云フト言テ居ル

（松岡） 權利義務ト對シテハ間違ウ

（村田） 夫婦ノ間ノ權利義務ヲ書タ處ニ精シクアルト云フノテス

（渡） 良カロウ

（委員長） 前條ハ「婦ノ行爲」トシテ此條ハ此儘ニシテ先ヘヤリ  
マシヨウ

本條ハ原案ニ決ス、前條「及ヒ義務」ヲ刪ル

（以下缺本ニ付騰寫不能）

民再三ノ一五七

告ハ事實ノ判決カ確定セサル間ハ正當ト認メラレタル欠損ノ  
全部ノ替償ト裁判費用トヲ原告ニ提供シテ其訴ノ效力ヲ止ム  
ルコトヲ得

（栗塚） 此所デ「正當ニ認メラレタル」ハ訴訟法テハ證明ト云フ  
字ヲ使テ居ルノテ、之ハ裁判所ノ方カラ言葉ヲ立タノテス

（松岡） 正當ト云フノハ、渡ス人間ガ是丈ケテ之丈ケ損ヲシタト  
云フノタネ

（大尾崎） 裁判所ガ認メタノテハナイ自分ガ認メタノダロウ

（栗塚） 證明セラレ、ト元トアル

（南部） 證明セラレタ欠損ノダネ

（元尾崎） 訴ヘカ起タ、向ウノ要求通り渡セハ訴ヘスルニハ及ハ  
ント云フノタガ、コンナコトヲ謂フ要ガアロウカ、妙ナコトヲ書  
イタモノダネ

(松岡) 向ウガ損ヲシタラ取戻スト云フトカ其内百圓ノ物ヲ六拾圓ニ賣タラ取戻ソウト云フトキ否地所ハ戻サン地所ハ己ノモノニスルト云フノテス

(南部) 證明セラレタル欠損ノ全部ダ

(村田) 證明セラレタルテ良カロウ

(元尾崎) 裁判上證明セラレタルニナルネ

(南部) 左様

(大尾崎) 證明セラレタルテ良シイ

(委員長) 先ヘヤリマシヨウ

本條ハ「正當ト認メラレタル」ヲ「證明セラレタル」ト改メ  
其他原案ニ決ス

第五百七十七條朗讀ス

第五百七十七條 利害ノ關係アル當事者カ時効ノ開進ニ關シ第

民再三ノ一五八

五百六十七條ニ定メタル時期ノ後銷除ノ原因アル契約ヲ明示  
又ハ默示ニテ認諾シタルトキハ其銷除ノ訴權ヲ行フコトヲ得  
ス

(栗塚) 之ハ左ノ如ク改メマス

第五百七十七條 銷除訴權ハ第五百六十六條乃至第五百六十

八條ニ定メタルトキ時効ニ因リ消滅スルノ外第五百六十七條

ニ從ヒ時効ノ開始スルノ後利害關係アル當事者カ銷除スルコ

トヲ得ヘキ合意ヲ明示又ハ默示ニテ認諾シタルトキハ之ヲ行

フコトヲ得ス

第五百七十八條朗讀ス

第五百七十八條 明示ノ認諾ハ契約ノ要旨及ヒ其銷除ノ原因ヲ

記シ且銷除訴權ノ拋棄ヲ述ヘタル明白ナル證書ニ因リテ成ル

銷除ノ數箇ノ原因アルトキハ明示ノ認諾ハ時ニ證書ニ記シタ

ル原因ノミチ除去ス

成年者ノ利益ノ爲メ欠損ニ因ル銷除ニ服スル行爲ハ明示ヲ以テシ且原契約ノ後ニ於テスルニ非サレハ之ヲ認諾スルコトヲ得ス

(栗塚) 此所ハ「明示ノ認諾ハ合意ノ要旨」ソレカラ次ノ項テハ「明示ノ認諾ハ銷除スルコトヲ得ヘキ合意ノ要旨及ヒ其證書ノ原因」テアロウト思ヒマス

(渡) ソレカ良シイ

(栗塚) 銷除ノ數箇ノ原因アルトキハ明示ノ認諾ハ特ニ證書ニ記シタル原因ノミチ除去ス」トアルハ原因アルニ非サレハ之ヲ除去セス、トシテハ如何

(松岡) 二項ハ宜シイカ末項ハ「欠損ニ因リ銷除スルコトヲ得ヘキ行爲ノテアリマス」得ヘキ行爲ノ認諾ハ明示ヲ以テ且其行爲ノ

後ニ於テスルニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得スト致シマシタ

本條ハ第一項「明示ノ認諾ハ銷除スルコトヲ得ヘキ合意ノ要旨云々」改メ二項ハ原案ノ通り第三項「成年者ノ利益ノ爲メ欠損ニ因ル銷除スルコトヲ得ヘキ行爲ノ認諾ハ明示ヲ以テシ且其行爲ノ後ニ於テスルニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス」ト改ム

于時正午十二時

午後一時開會ス

第五百七十九條朗讀ス

第五百七十九條 默示ノ認諾ハ左ノ行爲ニ因リテ成ル

第一 契約ノ全部若クハ一分ノ任意ノ履行

第二 異議ヲ爲サス又ハ異議ヲ留メサル強制ノ執行

第三 更改

第四 物上又ハ對人ノ擔保ノ任意ノ供與

債權者ニ在リテハ默示ノ認諾ハ裁判上ノ履行請求及ヒ銷除ニ服スル契約ヲ以テ取得シタル物ノ全部又ハ一分ノ任意讓渡ニ因リテ成ル

此他ノ默示ノ認諾ハ之ヲ裁判所ノ審定ニ委ス

(栗塚) 「審判」ハ「審定」トシソレカラ此所ノ二項「債權者ニ在リテハ」ヲ刪リ「默示ノ認諾ハ債權者ニ在リテハ」ヲ刪リ「默示ノ認諾ハ債權者ニ在リテハ履行ノ請求及ヒ銷除スルコトヲ得ヘキ合意ヲ以テ云々トシマシタ

(村田) ソレテ良シイ

(大尾崎) 良シイ

本條ハ「債權者ニ在リテハ」ヲ刪リ「默示ノ認諾ハ債權者ニ在リテハ履行請求及ヒ銷除スルコトヲ得ヘキ合意ヲ以テ取得

シタル物ノ全部又ハ一分ノ任意讓渡ニ因リテ成ル」トシ「審判」ハ「審定」ト改メ其他原案ニ決ス

第五百八十條朗讀ス

第五百八十條 認諾ハ銷除訴權ヲ有スル者ノ特定ノ承接人ノ權利ヲ害スルコトヲ得ス

(元尾崎) 特定ノ承接人ト云フハ

(栗塚) 一般ノ相續人ノ如キモノテハナイ

(元尾崎) 良シイ

本條ハ原案ニ決ス

第五百八十一條朗讀ス

第五百八十一條 根源ヨリ無効ナル行爲ハ之ヲ認諾スルコトヲ得ス但方式上無効ナル生贈又ハ遺言ノ相續人ノ認定ニ關シ下ノ附録ニ掲ケタル規定ヲ妨ケス

留保

(三島) 「生贈」ヲ「贈與」トシマス

(渡) 「留保」トハドウ云フモノカ

(南部) 天然義務ノ處ガ定マラント確定シナイ

(元尾崎) 根源ヨリ無効ト云フハドンナコトカ

(南部) 不法ノコトヲ云フノテス下ノ「ノ附録」ト云フハ刪リマ

ス

(松岡) 根源ヨリ無効ハ銷除取消スヘキテハナイ本體ガ成立ヌノ

テスネ

(栗塚) 左様デス

(元尾崎) 先ヘヤリマシヨウ

本條ハ「生贈」ヲ「贈與」トシ「ノ附録」ヲ刪リ其他原案ニ

決ス

第五百八十二條朗讀ス

留保

第五百八十二條 算數、氏名、日附又ハ場所ノ錯誤ノ改正ヲ目

的トスル訴權ハ時効ニ罹ルコト無シ但右ニ關係スル權利ノ時

効ヲ妨ケス

(栗塚) 「右ニ關係スル權利」ト云フノハ「右訴權ニ附屬スル主

タル權利ノ時効ヲ妨ケス」トシマシタ

(元尾崎) ドウ云フ譯ケテスカ、主タルモノカ時効デ往カナクナ

ツタラソレハ往カンガ算數ヲ間違タラソレ丈ケト云フハドウ云フ

ノカ

(松岡) 之ハ知レタ話タネ

(元尾崎) 日附ヤ場所ハ時効ニ罹ランカ主タル時効ハアルト云フ、

ト

(栗塚) 但チ刪ルカ否ノ論ダ

(村田) 刪テモ良シイ

(栗塚) 只原則論テス

(委員長) 日附杯ハ誰テモ分ルモノタカラ時効ニ罹ラント云フノ  
タネ

(大尾崎) 之ハ良シイヨウテス

(元尾崎) 要用ノナイコトヲ謂フノタネ

(村田) 但書以下ハイラン

(栗塚) 何時テモシテ貰フコトガ出來ル併シ穿テ論スルト元トガ  
消ヘテ居タラドウカ矢張りシテ貰フ

(元尾崎) 留保ト云フハドウ云フ理由カ

(栗塚) 前ト釣合テ、前チ若シ刪レハ此所モ刪ル

(元尾崎) 天然義務ノ所カアルカラネ

(松岡) ソウテハナイ

本條ハ但以下左ノ如ク改メ其他原案ニ決ス

「但右訴權ニ附屬スル主タル權利ノ時効ヲ妨ケス  
第五百八十三條朗讀ス

第八節 廢罷及ヒ解除

第五百八十三條 債權者ノ詐害ニ因リテ約束シタル義務ノ廢罷

及ヒ廢罷訴權ノ時効ハ第三百六十條乃至第三百六十四條ノ規

定ニ從フ

生贈者及ヒ其相續人ノ利益ノ爲メ設ケタル特別ノ廢罷ハ生贈

ノ章ニ掲ケタル規定ニ從フ

(栗塚) 「詐害ニ因リテ約束シタル」ハ「詐害ニ於テ約束シタル」  
テナイト分リマスマイ

(松岡) 詐害スル爲メニ、トヤルカ

(北島) 詐害ニ於テト云フハオカシイネ

(栗塚) 詐害ニ因リテ、ハ事柄ガ違フカラ往カン



(松岡) ソレハ悪イ

(村田) 債権者ヲ損害スルノ意ヲ以テトシテ良シイノダ

(栗塚) 元トノ案通りニシタイ

(元尾崎) 三百六十條乃至三百六十四條ニアルカラ之ハイランノ

テシヨウ

(南部) 此一節留保ト云フ字ハ今村ガ刪リマシタ

(元尾崎) 詐害ニ於テハ分ラン債権者ヲ詐害スル爲メダ、債権者  
ヲ詐害スル意ヲ以テ、カ良シイ

(栗塚) 處ガ意ガ無カツタラドウカ

(南部) 三百六十條ニ謂タラモウ良シイノテス

(委員長) 「因リテ」ハドウカ詐害カラテシヨウ

(栗塚) ソウテハナイ人ヲ害シテヤロウト思テ結ンタ契約ヲ御座  
イマス

(村田) ヤハリ、意ヲ以テ良シイ

(栗塚) 三百六十條ニ債務者ガ債権者ヲ害スルコトヲ知リテトア  
リマスカラ之ヲ説明シテ詐害センテモ斯ウスレハ詐害スルニナル  
ゾヨト云フノテアリマス

(南部) 詐害ナルコトヲ知リテ約束シタル、トヤロウ

(栗塚) ソウスルト諾約トヤリマシヨウ

(南部) 詐害スルコトヲ知リテカ良シイ

(栗塚) 債権者ヲ詐害スルコトヲ知リテ約束シタル義務ノ廢罷ト  
シテ良シイ

(南部) 債権者ノ詐害ニ於テトヤルヨリ仕様カナイ

(栗塚) 文字ノ上ハ穩カテハナイカ、事柄ハ「於テ」カ良シイ

(清岡) 債権者ノ詐害シタコトニ因テダナ、詐リ害スルダロウ、  
債権者ノテハ往カン

(栗塚) 三百六十條ヲ御覽下サイ

(清岡) 詐害スルコトヲ知リテハオカシイ

(松岡) 害スルヲ知リテナラ宜シイ

(委員長) 債務者ガ債權者ヲ害スルコトヲ知リテ、ダロウネ

(栗塚) 左様デス

(大尾崎) ドウモ詐害ニ於テハ分リ悪イ

(栗塚) 債權者ヲ詐害スルコトヲ知リテ、トハ往カンカ

(松岡) 害スルコトヲ知リテ、テ良シイ

(栗塚) 詐害ノ字ヲ置カント困リマス

(清岡) 詐害ヲ知ルハオカシイ債權者ニ詐害ヲ與ヘテカ

(元尾崎) 詐害スルノ意思ヲ以テガ

(北島) 意ノナイコトモアルカモ知レン

(南部) 六十一條二項ハ意思カナケレハナランカ、詐害スル意思

ハ往ケマセン詐害シテハドウカ

(栗塚) 債權者ヲ詐害シテ、ハドウカ

(清岡) ソレハ良カロウ

(元尾崎) 良カロウ

(北島) 良カロウ

本條ハ「債權者ノ詐害ニ因リテ」ヲ「債權者ヲ詐害シテ」ト  
改メ其他ハ原案ニ決ス尙ホ「生贈」ハ「贈與」ト改ム

第五百八十四條朗讀ス

第五百八十四條 義務ハ第四百二十九條、第四百四十一條及ヒ

第四百四十二條ニ從ヒ契約上又ハ裁判上ノ解除ニ因リテ消滅  
ス

解除ノ訴權ハ通常ノ時効期間ニ從フ但法律ヲ以テ其期間ヲ短  
縮シタル場合ハ此限ニ在ラス

(栗塚) 「契約上又ハ裁判上ノ解除ト云フノハ」明示ニテ要約シタル解除」ト元トアル「契約上」ト云フハ其方カ良シイ「第四百四十二條ニ從ヒ明示シテ要約スル解除又ハ裁判上得タル解除ニ因リテ消滅ス」ソレカラ「裁判上請求スヘキ解除ノ訴權」ト云フノテス  
 (元尾崎) ソレハオカシイ  
 (松岡) オカシイ  
 (栗塚) 處ガ明示ニテ要約シテ置イタ解除トハ違ヒマス  
 (元尾崎) 解除訴權ト云ヘハ解除スヘキト一々説クニハ及ハン  
 (栗塚) 明示テ要約シタ解除ハ若シ行ハントキハ裁判上テモ行ハナケレハナラン請求シナケレハナランダニ因テ、裁判上デモ請求シナケレハナラン訴權ハテス  
 (元尾崎) イランネ

(村田) イルテシヨウ  
 (南部) イリマストモ、解除ガニツアリマスカラネ  
 (渡) 裁判上請求スヘキ解除訴權ハト入レヨウ  
 (清岡) 長タラシイカラ今少シ書キヨウハナイカ  
 (村田) 裁判上得ヘキテモ良シイ  
 (南部) 確除條件ノ合意テアリマスカラシテ以前ノ分チ解除スルノトハ違ヒマス  
 (村田) 未必條件ノ解除ダ  
 (南部) アレト廢罷ノ解除トニツアリマス  
 (元尾崎) 合意ガ出來レハ訴ヘルニモ及ハン  
 (南部) 合意ニ因テ出來ルノト裁判上ニテ出來ルノトニツアリマス  
 (清岡) 裁判上ノ解除訴權トヤツタラドウカ

(栗塚) 矢張裁判上得タルトキ求ムルトカ請求スヘキトカ云ハナケレハナラン

(大尾崎) 裁判上解除訴權ハ良カリソウナモノテス

(栗塚) ソレハ往カンノテス裁判上請求スヘキ解除訴權ハトシテ、

ハ

(大尾崎) ソウ致シマシヨウ

(南部) 次ノ九節ハ起案者ガ删除テス

本條ハ左ノ如ク改ム

第五百八十四條「義務ハ第四百二十九條第四百四十一條及ヒ

第四百四十二條ニ從ヒ明示ニテ要約シタル解除又ハ裁判上得

タル解除ニ因リテ消滅ス

裁判上請求スヘキ解除ノ訴權ハ通常ノ時効期間ニ從フ但法律

ヲ以テ其期間ヲ短縮シタル場合ハ此限ニ在ラス

民再三ノ一六六

(栗塚) 第四百七十一條ヲ御覽ナスツテ、此條ノ第三「合意上ノ免除」トナリマスソレカラ末項第五編二部云々ハ免責時効ト云フモノテ義務カ消滅スルト書イテ貰イタイト言テヤツタラ直シテ來マシタ「其他義務ハ免責ト稱スル時効ノ條件カ第五編二部ニ從ヒ具備スルトキハ消滅シタルモノト看做ス」ト改メマシタソレカラソレヲ報告委員テ修正シテ「其他義務ハ免責時効ノ條件ノ具備スルトキハ之ヲ消滅シタルモノト看做ス」トシマシタ

(松岡) 免責ニナラント云ヒタイノダ

(栗塚) 先ニ云テ居ルノテ時効ノ處ヲ見ルト免責時効ト書イテアリマス

(松岡) 之ハ到底起案者ガ自家撞着デス

(栗塚) ソレハ我々カ救フテヤツタノテアリマス

(松岡) 免責時効ト云タラ後ハイランノダナ

(元尾崎) 斯ウ更ヘタカ良シイ

(渡) 遂々イランネ

(元尾崎) ソウテナイ

(栗塚) ソレカラ強暴ノ字ヲ御定メ下サイ

(三島) 「強暴」ハ笑作サントモ談シタガ「暴威」トシテハドウ  
カト談シタ、スルト「威」ナレハ天威杯ト云フコトカアルカラ  
矢張雷ノ威杯ト云フカラ暴害ノコトモ遣入ル又人ノ威力モ遣入ル  
カラ良クハナイカト云フト笑作サンノ言フニ暴力ト云ヒタイ位ヒ  
ダカラ差支ナイ併シナカラ占有ト云フ方ニ支ルト言フカ「暴威」  
トシテ良イト云フコトテアリマス

(南部) 「暴威」テ良シイ

(松岡) 「暴威」ハ贊成

(栗塚) 強暴ノ中詐害ハ遣入ランカ

(南部) 遣入リマセン

(大尾崎) 強暴ノ中詐害ハ遣入リマス

(南部) 強暴ナラ、ソシテ良シイ

(清岡) 暴威ハ字義ハ良シイカ響キカ悪イ

(松岡) 音楽テハアルマイシ響キ杯ハ構フコトハナイ

(元尾崎) 「強暴」々々

(大尾崎) 「強暴」々々

(清岡) 「強暴」々々

(南部) 「強暴」々々

(西) 「強暴」々々

(村田) 「強暴」々々

(渡) 「強暴」々々

(委員更) 外ノ處ハ宜イガ天災ガ遣入リサヘスレハ良シイ

(松岡) 強暴ト云フ言葉ヲ使テ天災カ強暴ニ這入ルト云フハ無理  
テス

(榎村) 強暴災害ナラ、強暴災害ト書カント分ラン

(委員長) 強暴トヤツテ、人證ノ處丈ケ強暴又ハ天災トヤツテハ  
ドウカ

(元尾崎) 詐害ハ這入ルト定義ヲシテモ良シイ

(委員長) 暴威ハ良イカモ知レン併シ占有ノ處丈ケ書換ヘサヘス  
レハ良シイカモ知レン

(南部) 暴威ハオカシイ、又良イ字カ出レハ格別多數ニ依テ強暴  
トシテ定メテ置キマシヨウ

(村田) 「強暴」テ良シイ

(西) 此間ノ暴害モ強暴ニスルカ

(委員長) 能ク註解シテ置カント往カン、強暴ノ中ニ天災モアル

ト云フコトヲ書イテ置カント往カン

(南部) 字畫ニ、書イテ置キマシヨウ

(委員長) ソレテハ之テ置キマス

第四百七十一條第三「合意上ノ免除」トシ同條末項「其他義  
務ハ免責時効ノ條件ノ具備スルトキハ之ヲ消滅シタルモノト  
看做ス」ト改ム

尙ホ「強暴」ハ「暴威」トスルノ說アリタルモ多數ニテ遂ニ  
「強暴」トスルニ決ス(強暴ノ中ニハ天災ヲモ含ムノ意義ナ  
リ)

于時午後一時五分閉會ス



